国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し
―令和6（2024）年財政検証結果 ―

厚生労働省

令和6（2024）年7月3日

※ 国民年金法第四条の三及び厚生年金保険法第二条の四においては、政府は少なくとも5年ごとに、国民年金・厚生年金の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（「財政の現況及び見通し」）を作成しなければならないと定められており、本報告書において当該「財政の現況及び見通し」を公表する。なお、本報告書における「財政検証」とは、「財政の現況及び見通し」の作成を指す。

※ 財政検証は現行の年金制度を前提としており、令和6年10月施行の適用拡大（企業規模要件100人超→50人超）や令和8年10月施行の第1号被保険者の育児期間の保険料免除の影響を織り込んでいる。

※ 令和6（2024）年財政検証における各試算の結果の詳細については厚生労働省のホームページにおいて公開。推計プログラム等についても順次公開予定。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html

財政検証について

平成16（2004）年年金制度改正における年金財政のフレームワーク

○ 上限を固定した上での保険料の引上げ
（最終保険料（率）は国民年金17,000円（2004年度価格）、厚生年金18.3%）
※産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げ100円分含む（国民年金）

○ 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入

○ 積立金の活用 （おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費１年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる）

○ 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

人口や経済の動向

財政検証

少なくとも5年ごとに、

○ 財政見通しの作成

○ 給付水準の自動調整（マクロ経済スライド）の開始・終了年度の見通しの作成

を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率（※）が５０%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

※所得代替率… 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

	所得代替率	＝（夫婦2人の基礎年金	＋ 夫の厚生年金）／	現役男子の平均手取り収入額
2024年度：	61．2%	13．4万円	9．2万円	37．0万円

注： 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

令和6（2024）年財政検証の諸前提

＜社会・経済状況に関する諸前提＞

財政検証においては、将来の社会・経済状況について一定の前提を置く必要があるが、将来は不確実であるため、幅広い複数のケースを設定している。財政検証の結果についても、複数のケースを参照し幅広く解釈する必要がある。

※　なお、現行制度に基づく財政検証は、令和6年10月に施行される適用拡大（企業規模要件100人超→50人超）等の影響を織り込んでいる。

＜人口の前提＞

「日本の将来推計人口」（2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所）

出生率：高位・中位・低位
死亡率：高位・中位・低位
入国超過数：
25万人、16.4万人、6.9万人

合計特殊出生率		平均寿命			入国超過数	
2020年（実績）	2070年	2020年（実績）		2070年	2016～2019年（実績の平均）	～2040年 入国超過数（一定）
1.33	高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	男性：81.58 女性：87.72	高位（余命の伸び小）	84.56 90.59	16.4万人	25万人 16.4万人 6.9万人
			中位	85.89 91.94		
			低位（余命の伸び大）	87.22 93.27		
						※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定

＜労働力の前提＞

「労働力需給の推計」（2024年３月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構）

①労働参加進展シナリオ
②労働参加漸進シナリオ
③労働参加現状シナリオ

就業者数		就業率 ※15歳以上人口に占める割合	
2022年（実績）	2040年	2022年（実績）	2040年
6,724万人	労働参加進展：6,734万人 労働参加漸進：6,375万人 労働参加現状：5,768万人	60.9%	労働参加進展：66.4% 労働参加漸進：62.9% 労働参加現状：56.9%

＜経済の前提＞

社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定（2024年4月）

①高成長実現ケース
②成長型経済移行・継続ケース
③過去30年投影ケース
④１人当たりゼロ成長ケース

		将来の経済状況の仮定		＜長期の経済前提＞				参考（推計結果）	
		労働力率	全要素生産性（TFP）上昇率	物価上昇率	賃金上昇率（実質〈対物価〉）	運用利回り 実質〈対物価〉	運用利回り スプレッド〈対賃金〉	実質経済成長率	人口1人当たり実質経済成長率
高成長実現ケース	中長期試算成長実現ケースに接続	成長実現・労働参加進展シナリオ	1.4 %	2.0 %	2.0 %	3.4 %	1.4 %	1.6 %	2.3 %
成長型経済移行・継続ケース	中長期試算参考ケースに接続		1.1 %	2.0 %	1.5 %	3.2 %	1.7 %	1.1 %	1.8 %
過去30年投影ケース	中長期試算ベースラインケースに接続	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	0.5 %	0.8 %	0.5 %	2.2 %	1.7 %	▲0.1%	0.7 %
1人当たりゼロ成長ケース		一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	0.2 %	0.4 %	0.1 %	1.4 %	1.3 %	▲0.7%	0.1 %

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6（2024）年財政検証）

― 幅広い複数ケースの経済前提における見通し ―

足下の所得代替率※（2024年度）

61．2%（比例：25.0%、基礎：36.2%）

※ 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

	所得代替率	＝（夫婦2人の基礎年金	＋ 夫の厚生年金）／	現役男子の平均手取り収入額
2024年度：	61．2%	13．4万円	9．2万円	37．0万円

注： 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

将来の所得代替率

※ 給付水準調整終了後の所得代替率であり、（ ）内は給付水準の調整終了年度である。

労働力の前提		所得代替率	実質賃金上昇率	実質的な運用利回り（スプレッド）	実質経済成長率（2034年度以降30年平均）
成長実現・労働参加進展	高成長実現ケース	56．9%（2039） 比例： 25.0%（調整なし） 基礎： 31.9%（2039）	：2．0%	：1．4%	1．6%
成長率ベースライン・労働参加漸進	成長型経済移行・継続ケース	57．6%（2037） 比例： 25.0%（調整なし） 基礎： 32.6%（2037）	：1．5%	：1．7%	1．1%
成長率ベースライン・労働参加漸進	過去30年投影ケース	50．4%（2057） 比例： 24.9%（2026） 基礎： 25.5%（2057）	：0．5%	：1．7%	▲0．1%
一人当たりゼロ成長・労働参加現状	1人当たりゼロ成長ケース		：0．1%	：1．3%	▲0．7%

高 55% 50% 低

- 機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%～33%程度（機械的に基礎、比例ともに給付水準調整を続けた場合、2059年度時点の所得代替率は50.1%）。
- 2059年度時点でマクロ経済スライドの未調整分は▲21.7%。仮にマクロ経済スライドの名目下限措置を撤廃し、機械的に給付水準調整を続けた場合（経済変動あり）、給付水準調整終了後の所得代替率は45.3%（調整終了年度は2063年度）。

※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円（全国加重平均）となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。
（高成長実現ケース：＋0．4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース：＋0．4%ポイント、過去30年投影ケース：＋0．3%ポイント）

注1：試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
注2：高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26（2014）年財政検証においても同様の結果が生じている。

令和6（2024）年財政検証結果の概略

― 5年後（2029年度）及び調整終了後の所得代替率 ―

所得代替率

2024年度	2029年度 ※		調整終了時（ ）内は調整終了年度	
61.2%	高成長実現	60.3%	高成長実現	56.9%（2039）
	成長型経済移行・継続	60.3%	成長型経済移行・継続	57.6%（2037）
	過去30年投影	60.1%	過去30年投影	50.4%（2057）
	1人当たりゼロ成長	59.4%		

1人当たりゼロ成長 注1

機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。
2059年度の所得代替率は**50.1%**。

※ 平成16年改正法附則第2条において、「**次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う**」こととされているが、**5年後の2029年度の所得代替率の見通しは60.3%～59.4%**となっている。

注1： 1人当たりゼロ成長ケースにおいて、完全な賦課方式に移行後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%～33%程度。
注2： 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

所得代替率の見通しの変化

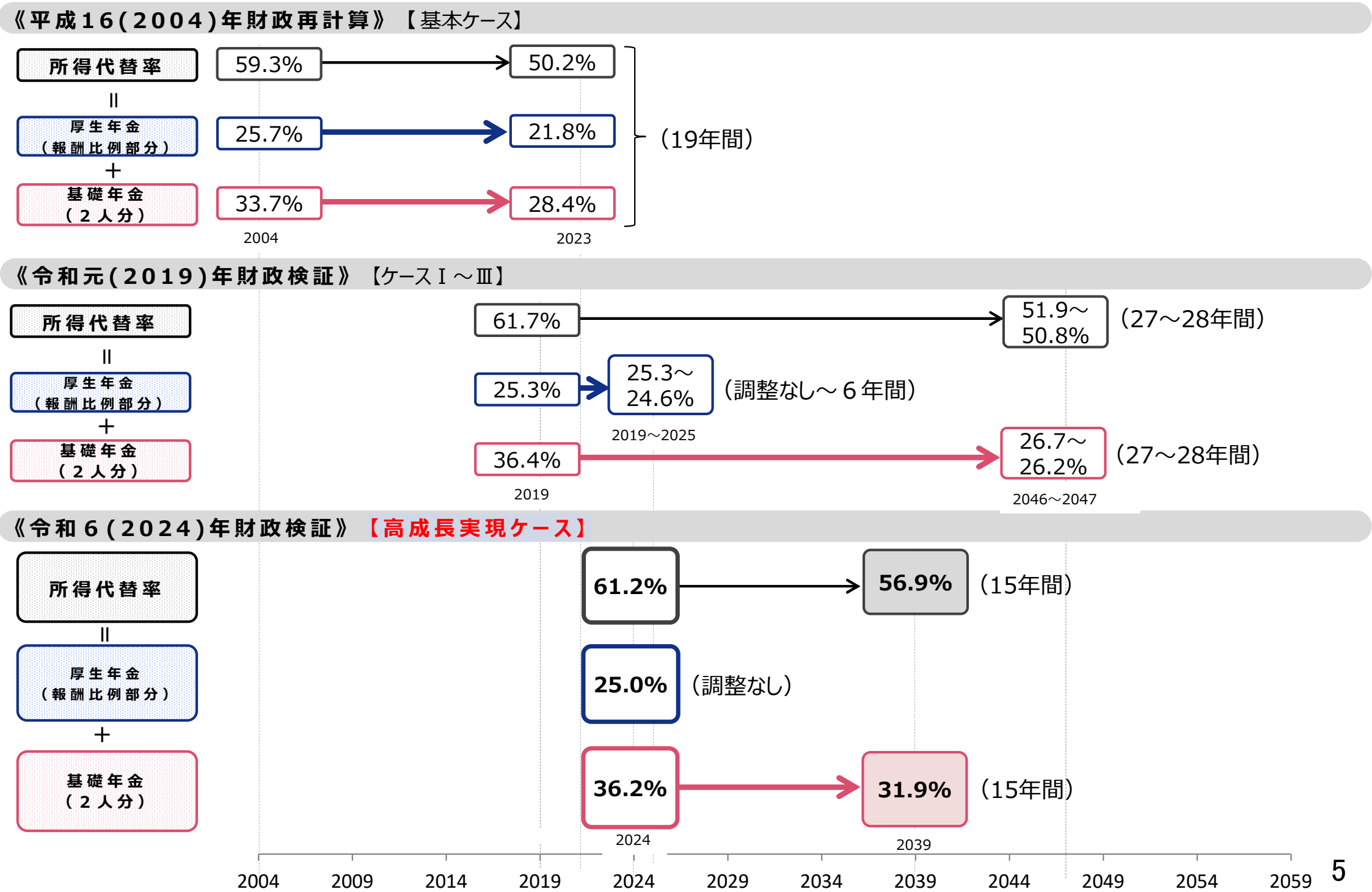

所得代替率の見通しの変化

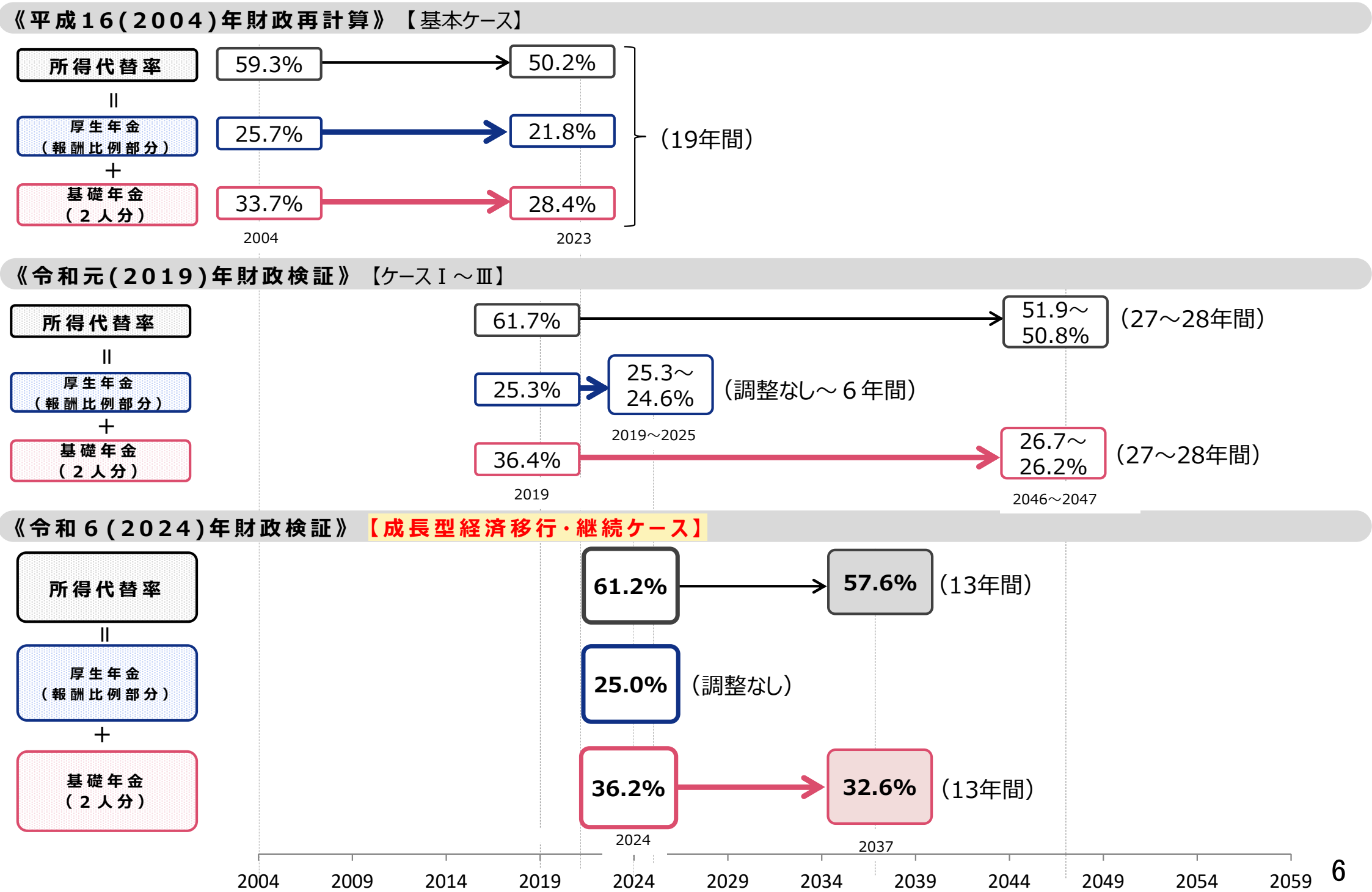

所得代替率の見通しの変化

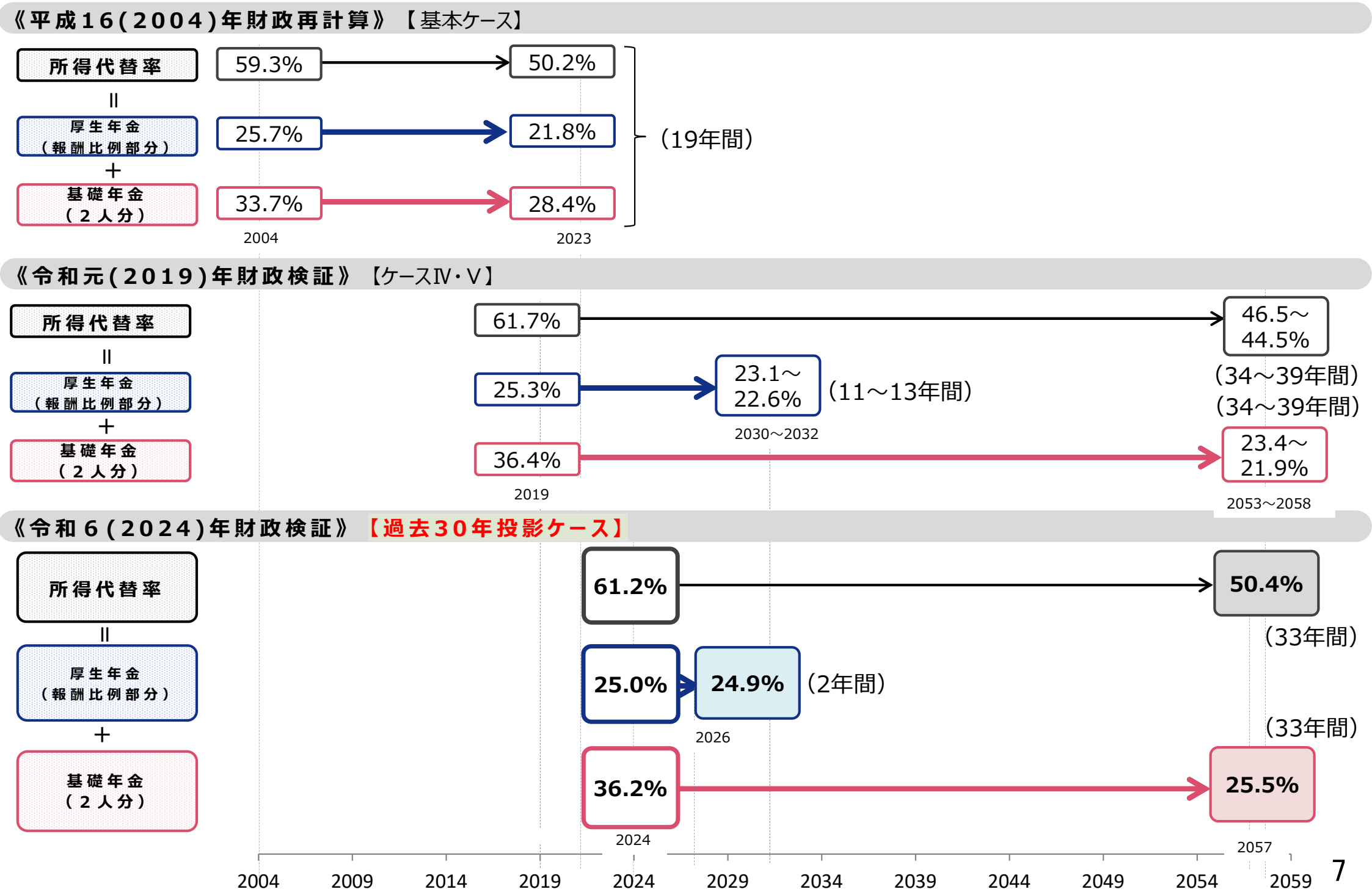

所得代替率の見通しの変化

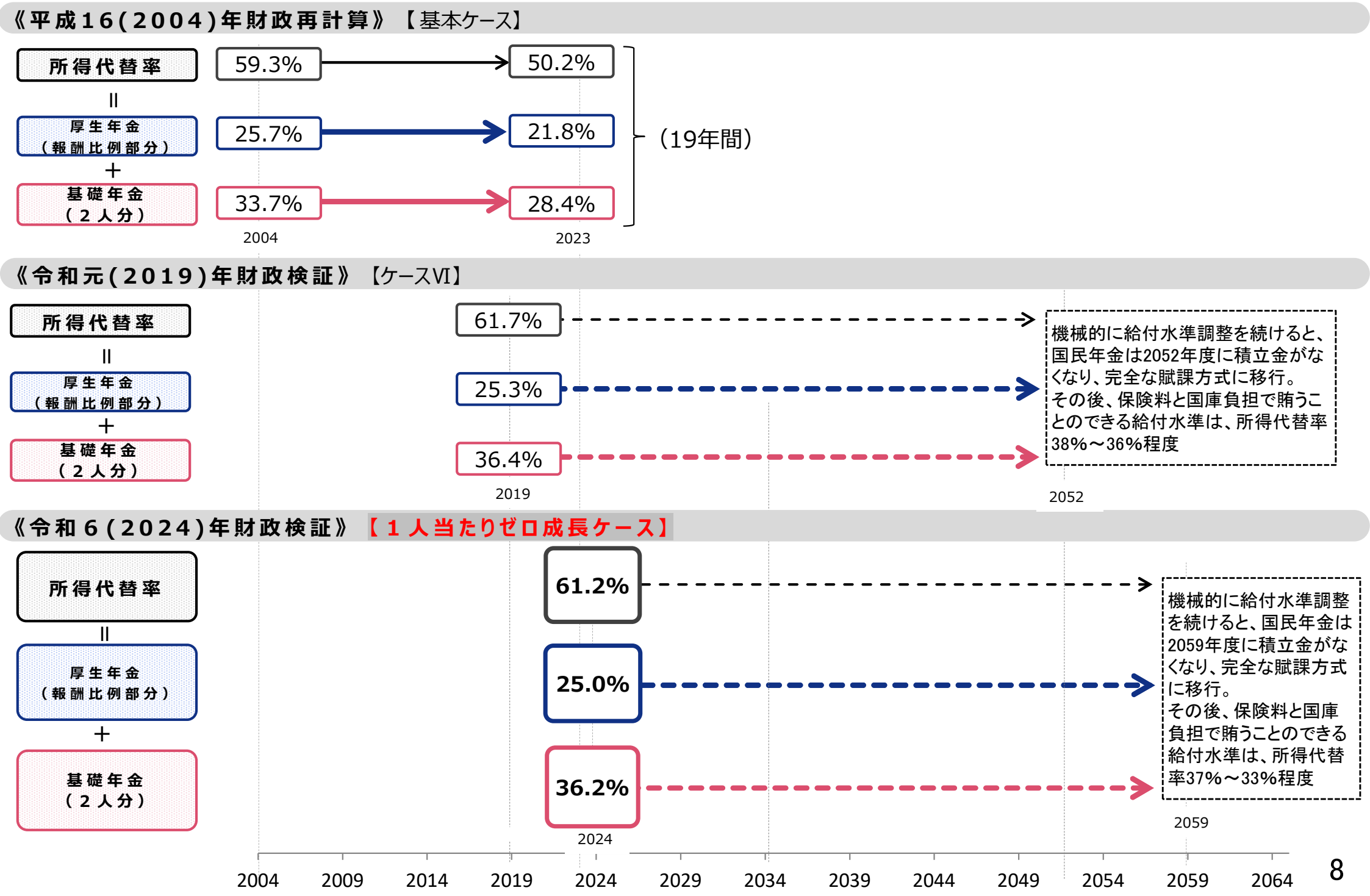

所得代替率及びモデル年金の将来見通し（令和6(2024)年財政検証）

高成長実現ケース（実質賃金上昇率（対物価）2．0%）

単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

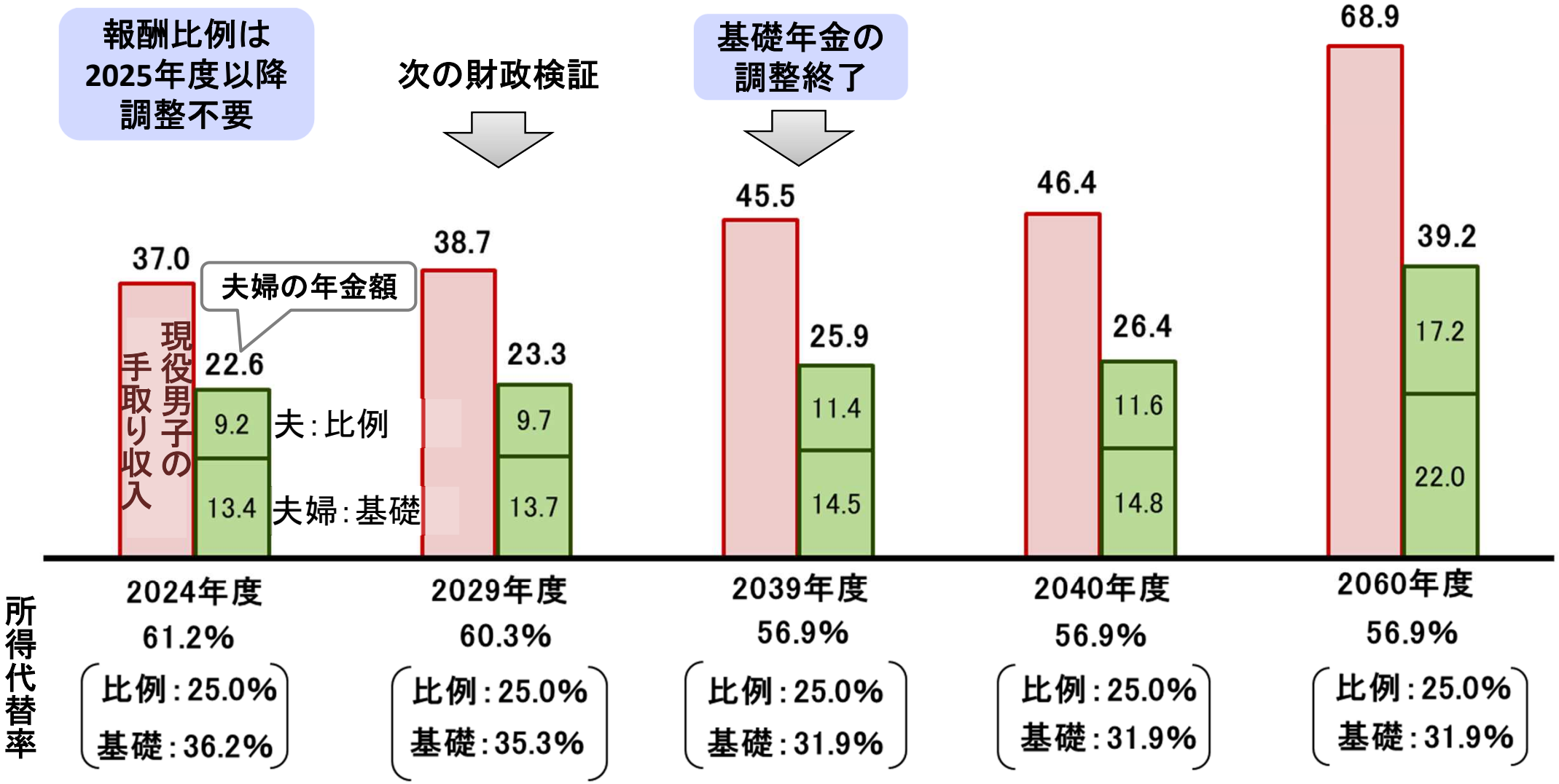

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※ 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。
※ 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

所得代替率及びモデル年金の将来見通し（令和6(2024)年財政検証）

成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率（対物価）1．5%）

単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

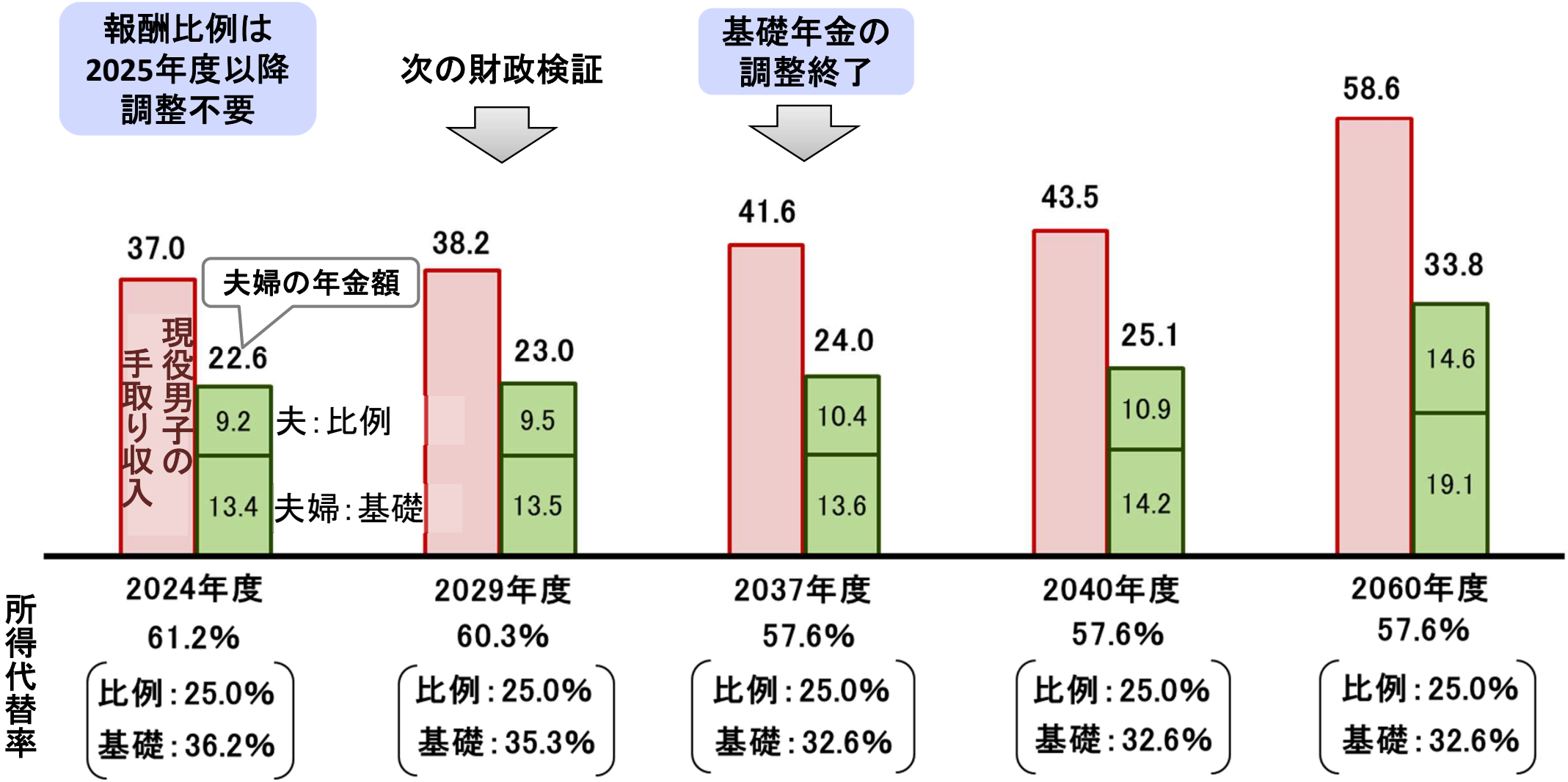

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※ 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。
※ 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

所得代替率及びモデル年金の将来見通し（令和6(2024)年財政検証）

過去30年投影ケース（実質賃金上昇率（対物価）0．5%）

単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

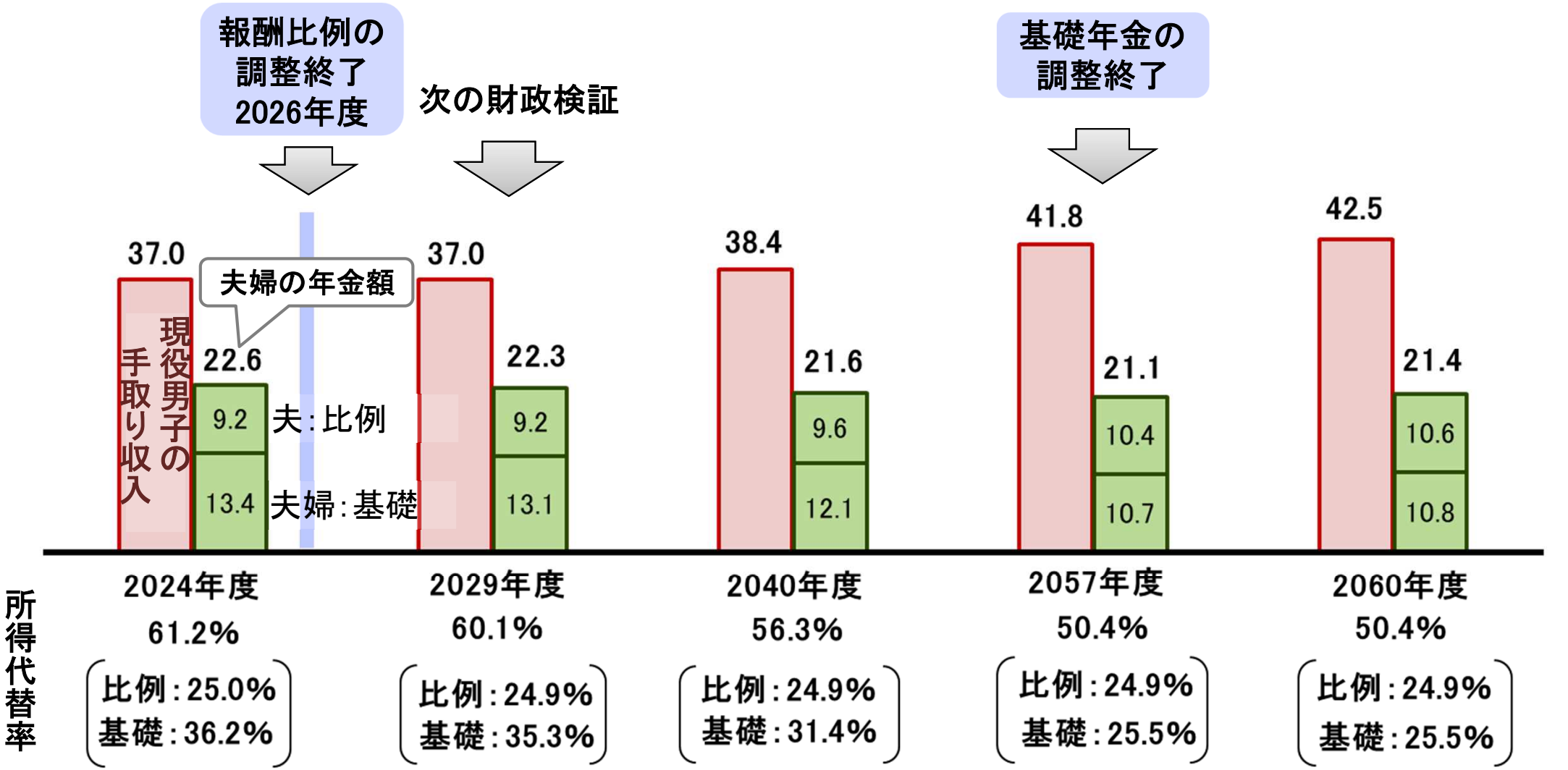

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※ 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。
※ 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

所得代替率及びモデル年金の将来見通し（令和6(2024)年財政検証）

1人当たりゼロ成長ケース（実質賃金上昇率（対物価）0．1%）

単位：万円（月額）
※物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

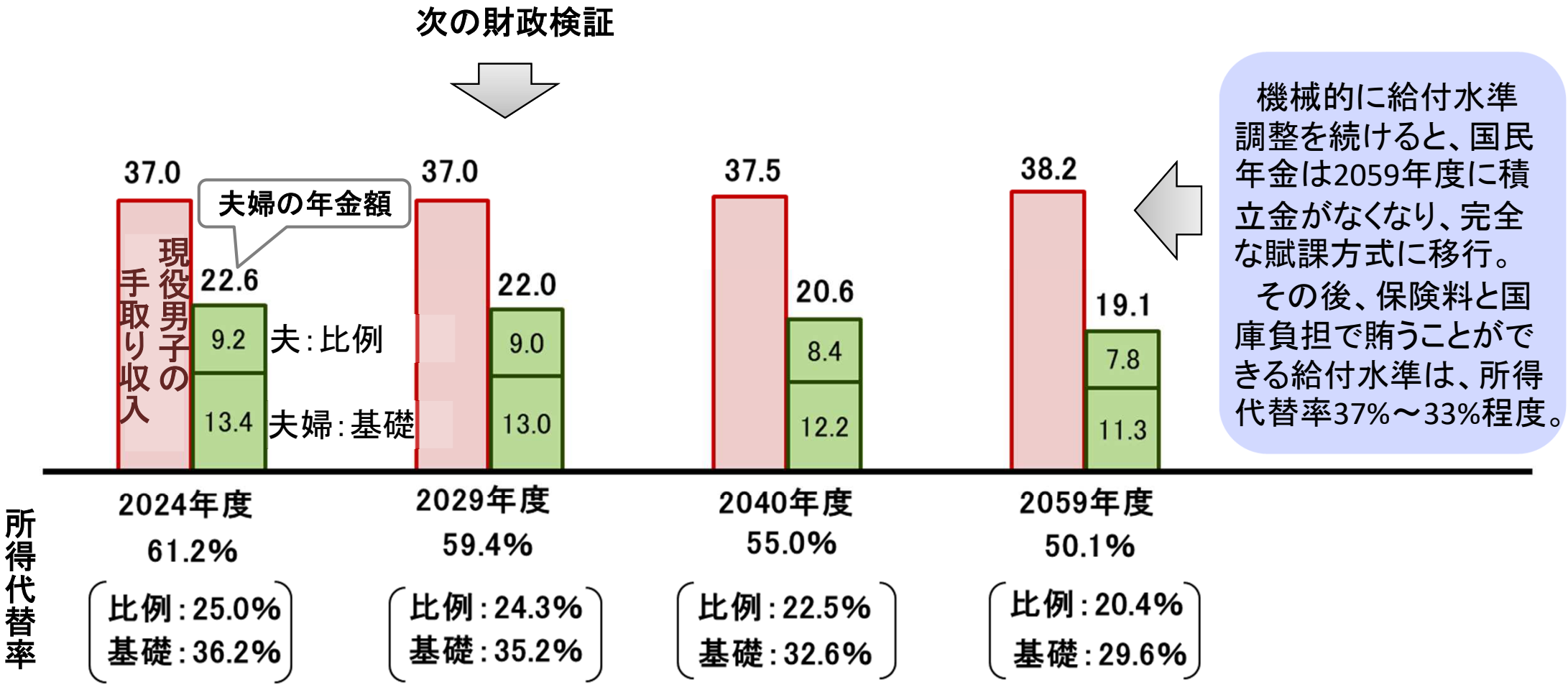

機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行。
その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率37%～33%程度。

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がる。
※ 所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。
※ 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

人口、経済の前提が変化した場合の所得代替率の将来見通し（令和６（2024）年財政検証）

（人口） （経済）	中位推計	出生の前提が変化した場合 （死亡中位・入国超過数16万人）		死亡の前提が変化した場合 （出生中位・入国超過数16万人）		入国超過数が変化した場合 （出生中位・死亡中位）	
		出生高位	出生低位	死亡高位 （余命の延びが小さい）	死亡低位 （余命の延びが大きい）	入国超過数 25万人	入国超過数 6.9万人
高成長実現ケース	**56.9%（2039）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：31.9%（2039）	**58.5%（2035）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：33.5%（2035）	**55.5%（2043）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：30.6%（2043）	**58.5%（2035）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：33.6%（2035）	**55.2%（2043）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：30.3%（2043）	**57.8%（2039）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：32.8%（2039）	**55.9%（2040）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：30.9%（2040）
成長型経済移行・継続ケース	**57.6%（2037）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：32.6%（2037）	**59.0%（2034）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：34.1%（2034）	**56.4%（2041）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：31.4%（2041）	**59.2%（2033）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：34.2%（2033）	**56.0%（2042）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：31.0%（2042）	**58.5%（2037）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：33.5%（2037）	**56.6%（2039）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：31.6%（2039）
過去30年投影ケース	**50.4%（2057）** 比例：24.9%（2026） 基礎：25.5%（2057）	**53.0%（2049）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：28.1%（2049）	**(※)46.8%（2065）** 比例：23.9%（2031） 基礎：22.9%（2065） 機械的に給付水準の調整を続けると、2055年度に所得代替率50%を下回る。	**53.0%（2049）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：28.1%（2049）	**(※)46.6%（2067）** 比例：24.1%（2030） 基礎：22.4%（2067） 機械的に給付水準の調整を続けると、2056年度に所得代替率50%を下回る。	**52.0%（2053）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：27.0%（2053）	**(※)47.7%（2062）** 比例：24.1%（2030） 基礎：23.6%（2062） 機械的に給付水準の調整を続けると、2055年度に所得代替率50%を下回る。
1人当たりゼロ成長ケース	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2058年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2063年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2056年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2061年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2057年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行

注：給付水準調整終了後の所得代替率であり、（　）内は給付水準の調整終了年度である。
（※）次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

人口の前提が変化した場合の影響 （令和6（2024）年財政検証）

※ 給付水準調整終了後の所得代替率の変化を示したもの。（ ）内は給付水準の調整終了年度

出生率の前提が変化した場合

出生高位
58.5%(2035)・59.0%(2034)・53.0%(2049)

+1.6%・+1.4%・+2.6%
（▲4年・▲3年・▲8年）

出生中位
高成長実現・成長型経済移行・継続・過去30年投影
56.9%(2039)・57.6%(2037)・50.4%(2057)

▲1.4%・▲1.2%・▲3.6%
（＋4年・＋4年・＋8年）

出生低位
55.5%(2043)・56.4%(2041)・46.8%(2065)

死亡率の前提が変化した場合

死亡高位（余命の延び小）
58.5%(2035)・59.2%(2033)・53.0%(2049)

+1.6%・+1.6%・+2.6%
（▲4年・▲4年・▲8年）

死亡中位
高成長実現・成長型経済移行・継続・過去30年投影
56.9%(2039)・57.6%(2037)・50.4%(2057)

▲1.7%・▲1.7%・▲3.8%
（＋4年・＋5年・＋10年）

死亡低位（余命の延び大）
55.2%(2043)・56.0%(2042)・46.6%(2067)

外国人の入国超過数の前提が変化した場合

入国超過数：25万人
57.8%(2039)・58.5%(2037)・52.0%(2053)

+0.9%・+0.9%・+1.6%
（－・－・▲4年）

入国超過数：16.4万人
高成長実現・成長型経済移行・継続・過去30年投影
56.9%(2039)・57.6%(2037)・50.4%(2057)

▲1.1%・▲1.0%・▲2.7%
（＋1年・＋2年・＋5年）

入国超過数：6.9万人
55.9%(2040)・56.6%(2039)・47.7%(2062)

	合計特殊出生率	平均寿命	外国人の入国超過数
将来の仮定	2020年 1.33 ➡ 2070年 高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	2020年 男性：81.58 女性：87.72 ➡ 2070年 高位（余命の伸び小） 84.56 90.59 中位 85.89 91.94 低位（余命の伸び大） 87.22 93.27	～2040年（一定） 25万人 16.4万人 6.9万人 ※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定
直近の実績	2022年 1.26 （1.25） 2023年 1.20 （1.23） ※（ ）内は中位の仮定値	2022年 男性：81.05 女性：87.09 （81.27 87.34） ※（ ）内は中位の仮定値	2022年 19.1万人 （16.4万人） 2023年 24.0万人 （16.4万人） ※（ ）内は仮定値

（参考資料）

被保険者数の実績と見通し（令和6（2024）年財政検証）

○　公的年金被保険者に占める厚生年金被保険者の割合は、過去上昇してきており、将来も上昇する見通し。
○　このため、今後受給者となる世代の65歳到達時点の厚生年金期間の平均は延伸が見込まれ、平均年金額の上昇要因となる。

成長型経済移行・継続ケース（労働参加進展）

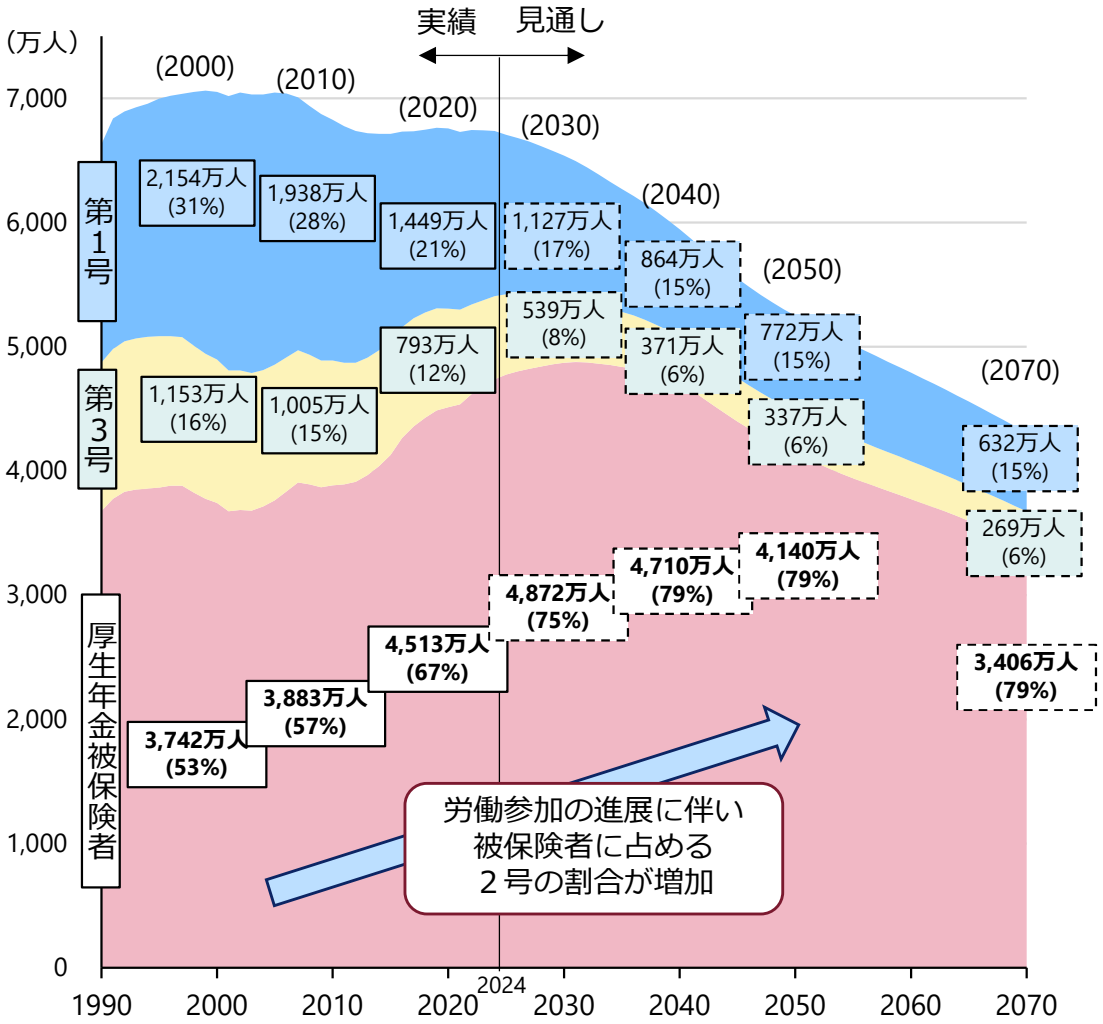

過去30年投影ケース（労働参加漸進）

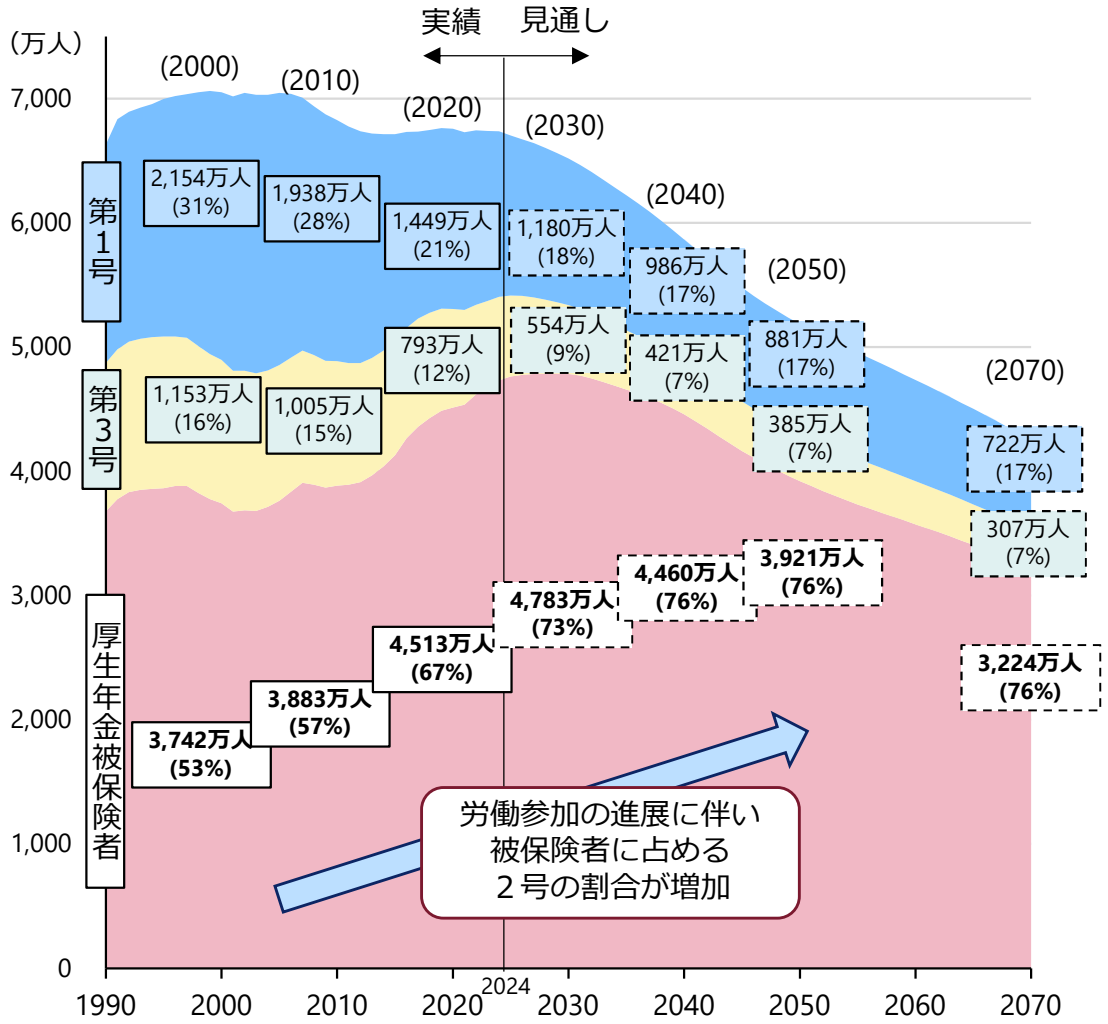

（注）人数は年度間平均。ただし、実績は年度末値。

年金額の将来見通し （令和6（2024）年財政検証　年金額分布推計）

成長型経済移行・継続ケース（実質賃金上昇率（対物価）１．５％）

○ 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率が高いことからマクロ経済スライド調整期間においてもモデル年金、平均年金額は物価の伸びを上回って上昇し、低年金も減少していく見通し。

平均年金額【1人分】（65歳）

労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸を反映

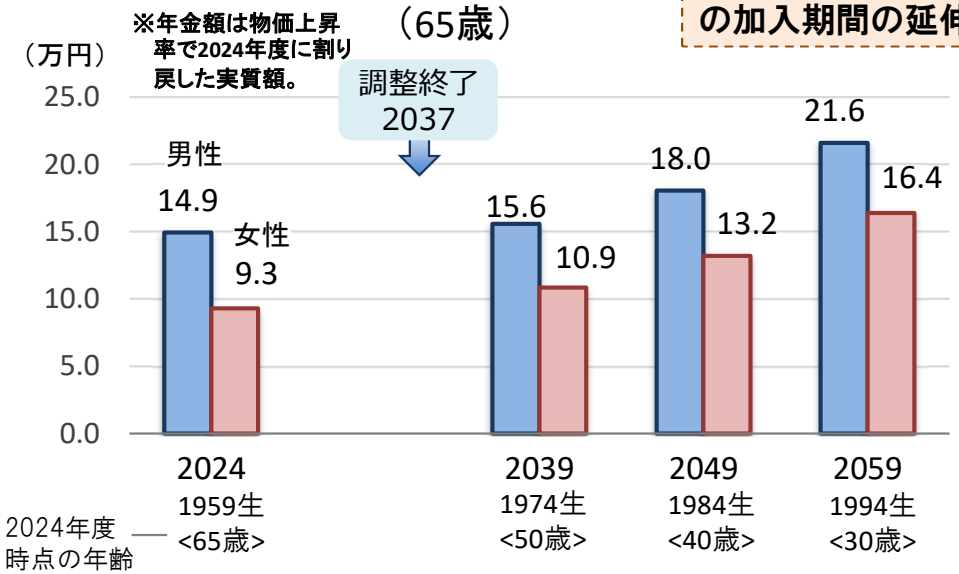

年金の伸び

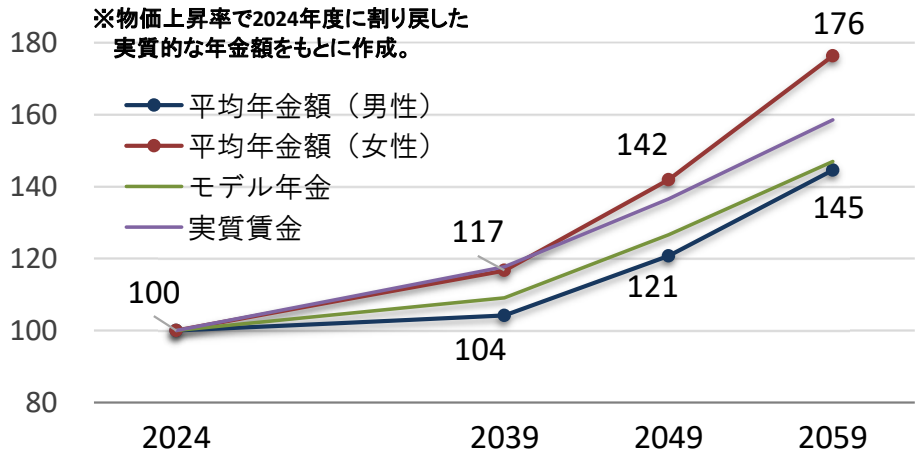

年金月額の分布

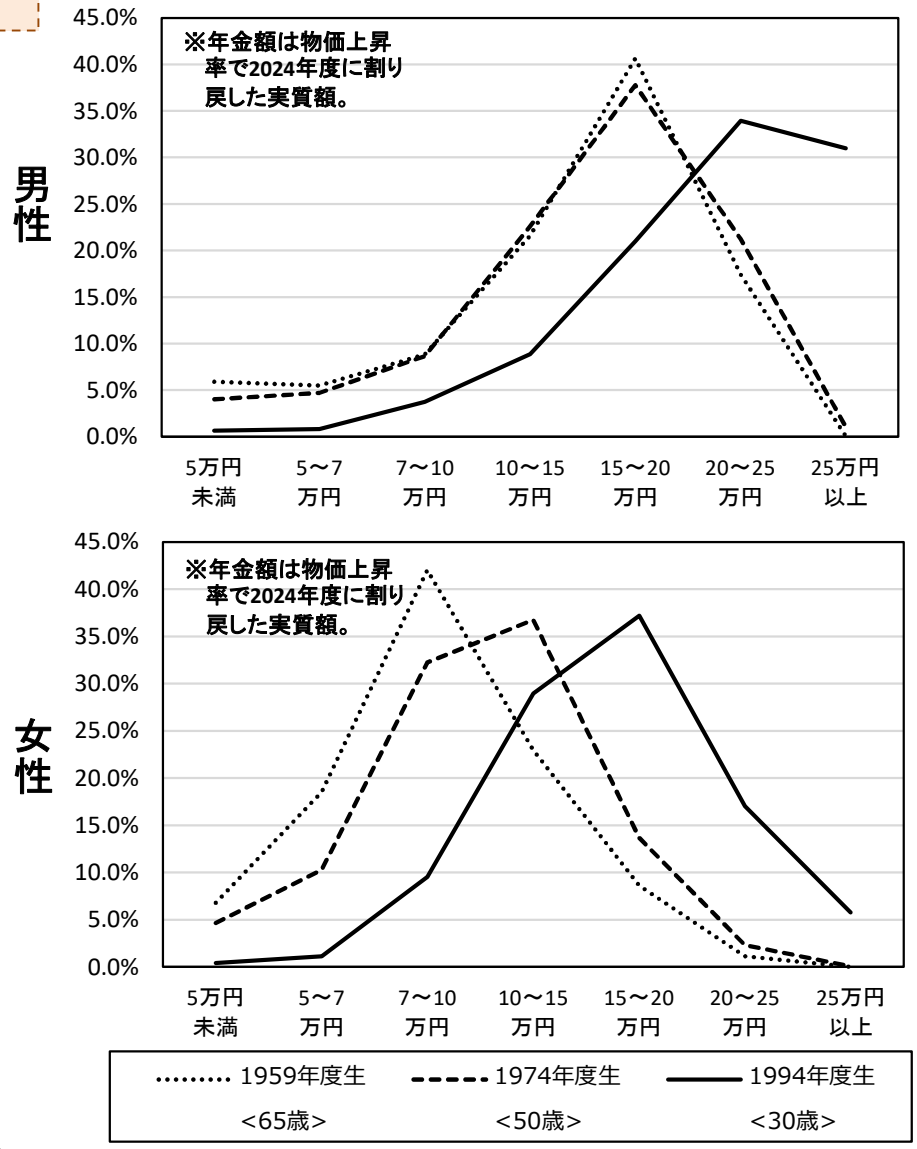

※1　試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
※2　モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

年金額の将来見通し（令和6(2024)年財政検証　年金額分布推計）

過去30年投影ケース（実質賃金上昇率（対物価）0．5%）

○ 年金額（物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額）は、実質賃金上昇と、労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸が上昇要因となる一方、マクロ経済スライド調整が低下要因となる。過去30年投影ケースでは、マクロ経済スライド調整期間におけるモデル年金（特に基礎年金）は物価の伸びを下回るものの、女性の平均年金額は、労働参加の進展に伴う厚生年金の加入期間の延長により物価の伸びを上回って上昇し、概ね賃金と同等の伸びとなる見通し。低年金も減少していく見通し。

平均年金額【1人分】（65歳）

労働参加の進展による厚生年金の加入期間の延伸を反映

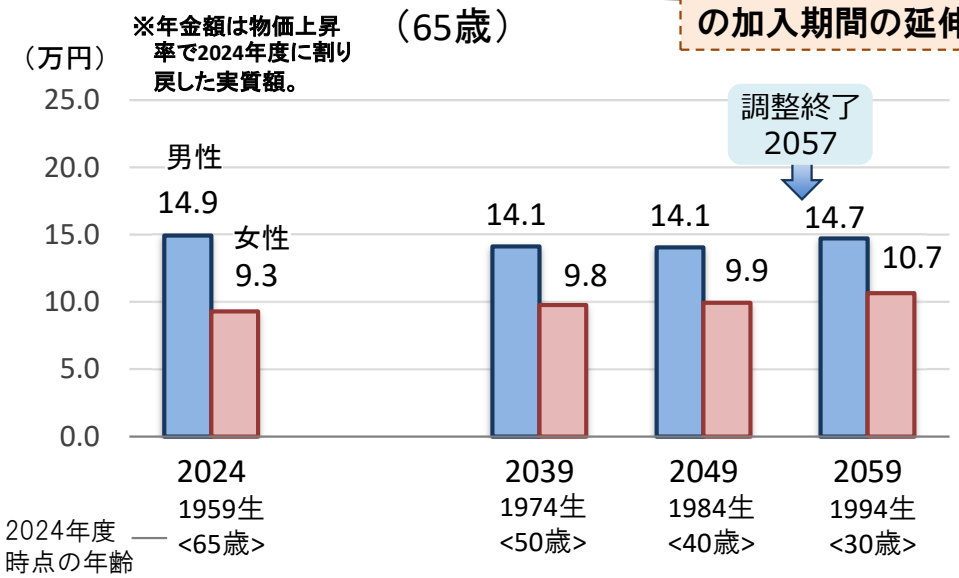

年金の伸び

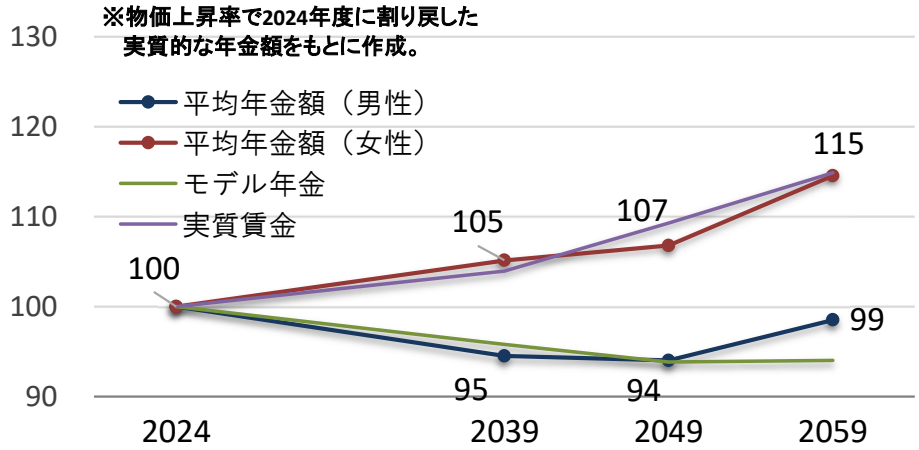

年金月額の分布

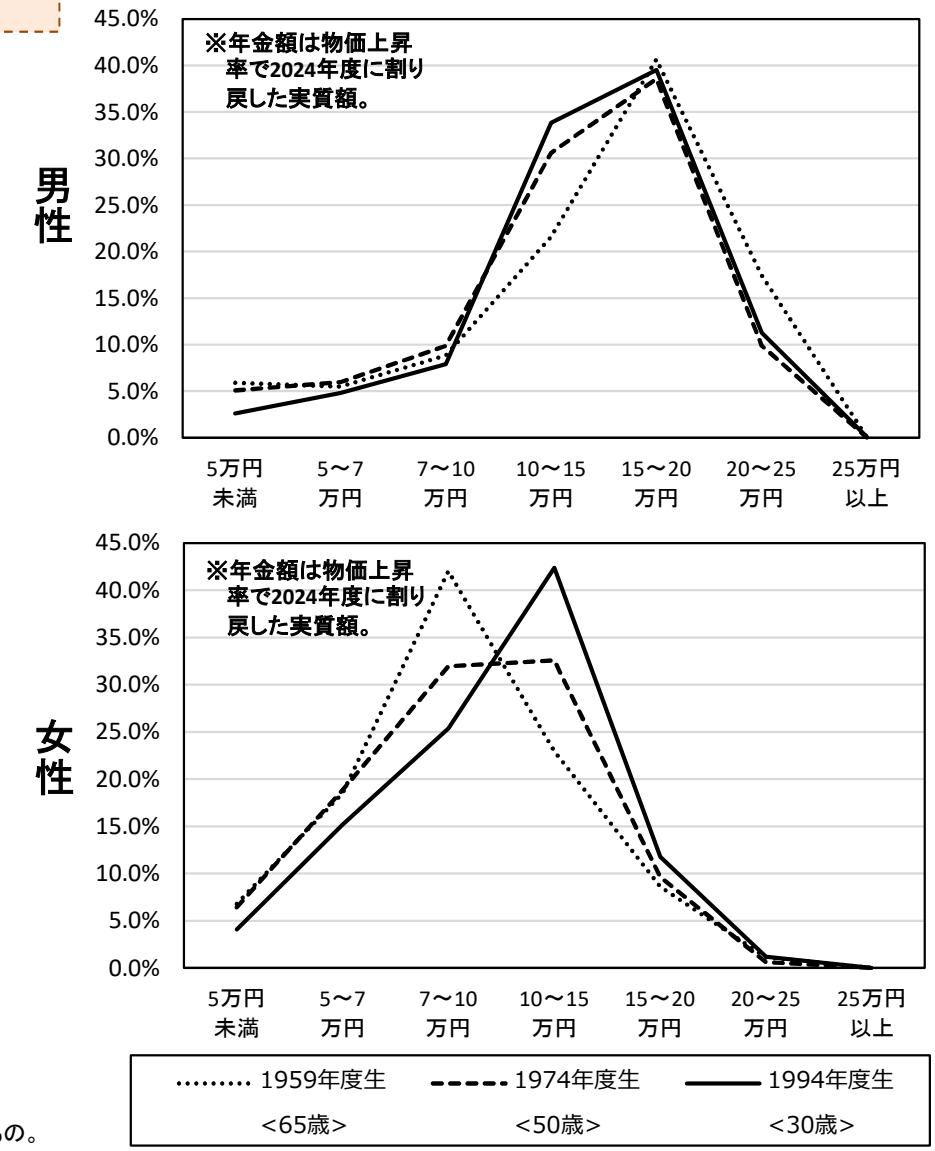

※1　試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
※2　モデル年金については、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

社会経済状況の変化（令和元（2019）年財政検証 ⇒ 令和6（2024）年財政検証）

＜足下（2023年度）の財政状況＞

要素	社会経済の変化				年金財政への影響
		前回検証の見通し		実績見込み	
被保険者数	厚生年金被保険者	4,425万人	⇒	4,683万人	※支え手の増加
	第3号被保険者	762万人	⇒	701万人	被扶養者の減少
					プラス ⬆
収支差引残（運用収入除く）	厚生年金＋国民年金：	▲1．5兆円	⇒	0．3兆円	※赤字脱却
					プラス ⬆
積立金残高（年度末）	厚生年金＋国民年金：	221兆円	⇒	291兆円	※約70兆円増
					プラス ⬆

（注） 積立金残高は、短期的な時価の変動を平滑化したもの。

＜将来の仮定＞ ・・・ 実績の趨勢等を踏まえ見直し

要素		社会経済の変化				年金財政への影響	
人口（中位推計） ※ 日本の将来推計人口 （R5.4 国立社会保障人口問題研究所）		前回		今回		限定的	
	合計特殊出生率の仮定（2070）	1．44	⇒	1．36			
	外国人の入国超過数の仮定	7万人	⇒	16万人（/年）			
	高齢化率の見通し	38．4%（2065）	⇒	38．7%（2070）			
労働力 ※ 労働力需給の推計 （R6.3(独)労働政策研究・研修機構）		労働参加進展シナリオ		労働参加漸進シナリオ		プラス ⬆	
		前回(2040)	今回(2040)	前回(2040)	今回(2040)		
	就業者数	6,024万人	⇒ 6,734 万人	5,644万人	⇒ 6,375 万人		
	就業率（15歳～）	60.9%	⇒ 66.4%	57.0%	⇒ 62.9%		
経済 ※年金財政における経済前提に関する専門委員会（R6.4検討結果の報告）		前回（ケースⅢ）	今回（成長型経済移行・継続ケース）	前回（ケースⅢ）	今回（過去30年投影ケース）	成長型経済移行・継続	過去30年投影
	実質賃金上昇率【長期の前提】	1．1%	⇒ 1．5%	1．1%	⇒ 0．5%	プラス ⬆	マイナス ⬇
	実質的な運用利回り（対賃金）【長期の前提】	1．7%	⇒ 1．7%	1．7%	⇒ 1．7%	―	―

被保険者数の現状

令和元（2019）年財政検証後、基礎年金、厚生年金の支え手に当たる基礎年金拠出金算定対象者数、厚生年金被保険者数は見通しを上回り、第3号被保険者数は下回る。 令和6（2024）年財政検証に織り込まれ、<u>所得代替率（年金水準）上昇に寄与</u>。

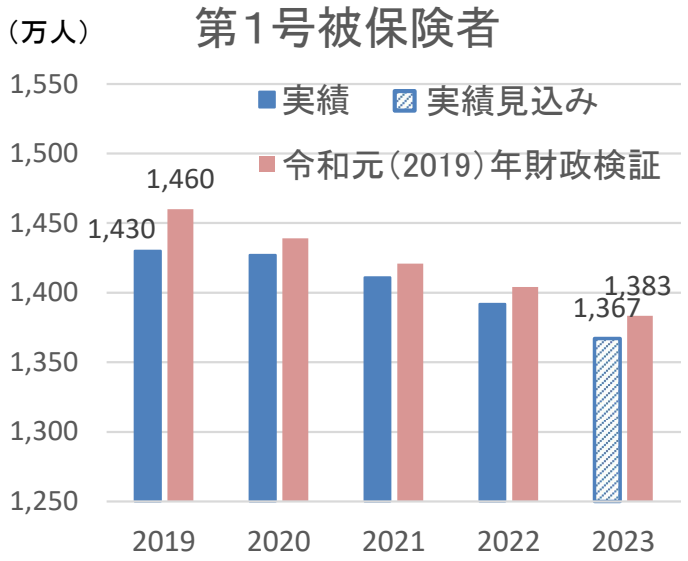

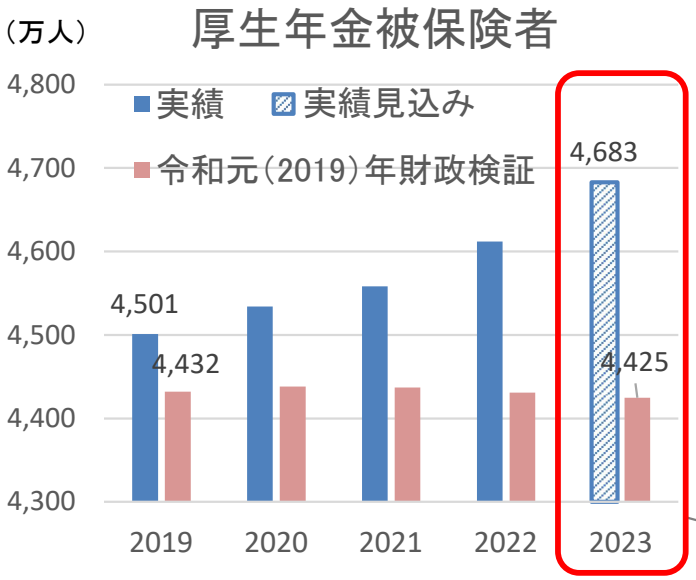

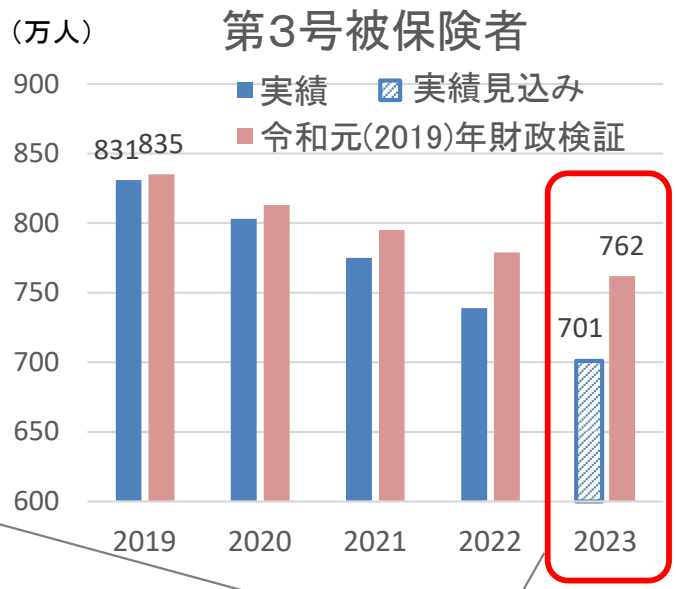

厚生年金被保険者は見通しを上回り、第3号被保険者は下回る

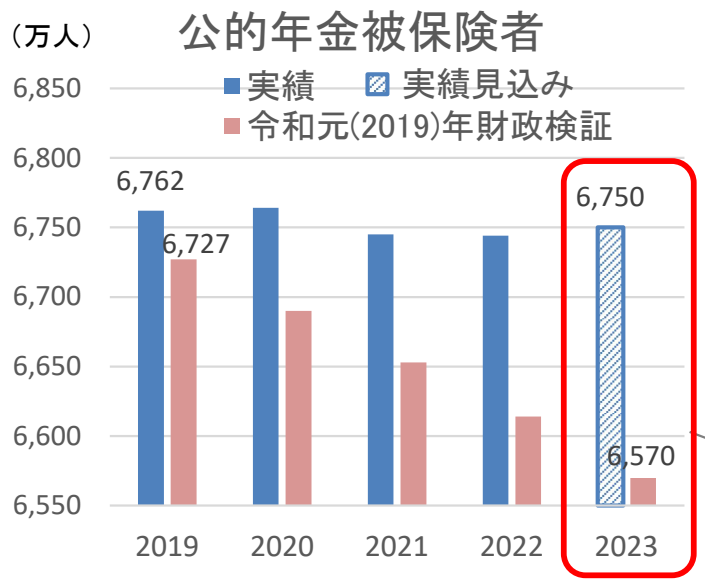

公的年金被保険者数は見通しを上回る
⇒スライド調整率の低下

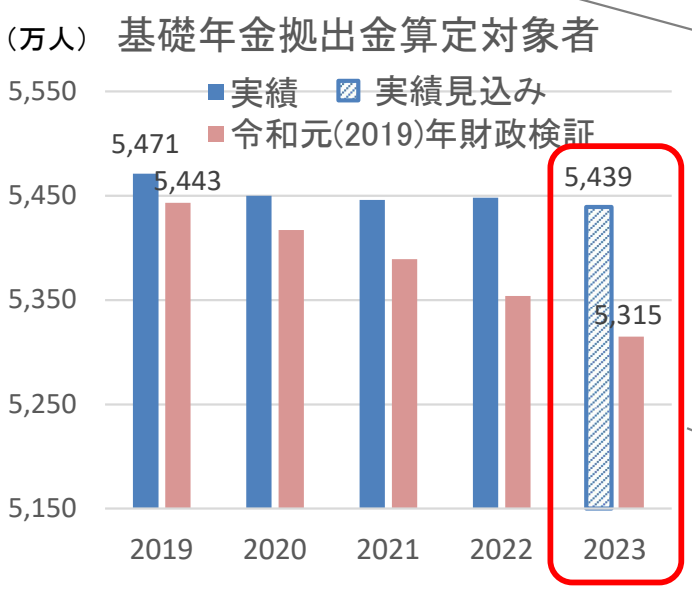

基礎年金の支え手は見通しを上回る

注1：2023年度の実績は、実績見込み。
注2：令和元（2019）年財政検証は、労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）の数値。

財政収支及び積立金の現状（厚生年金＋国民年金）

令和元（2019）年財政検証後、収支状況（運用収入除く）は見通しより改善し、2023年度末の積立金残額は、見通しを約70兆円上回る見込み。 令和6（2024）年財政検証に織り込まれ、<u>所得代替率（年金水準）上昇に寄与</u>。

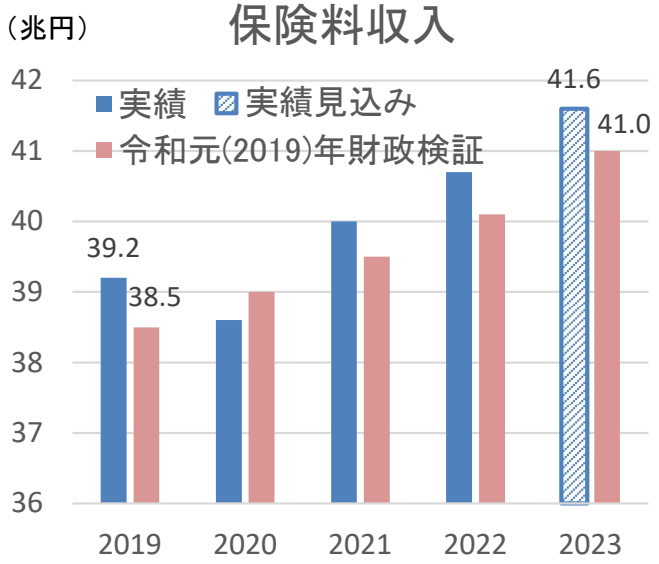

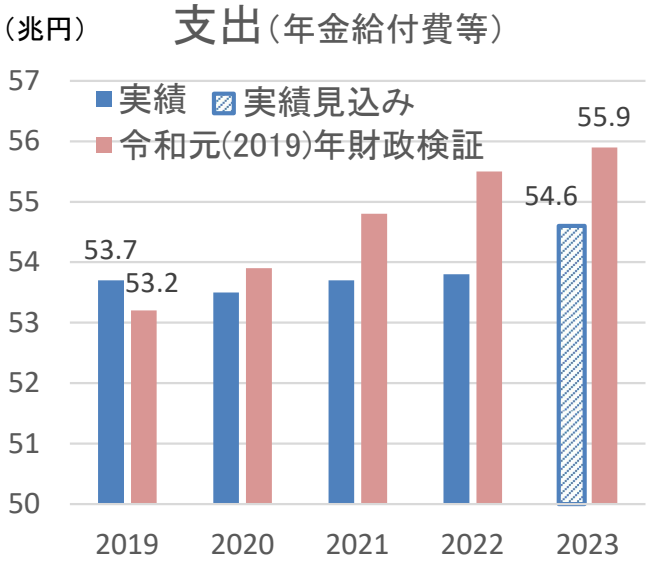

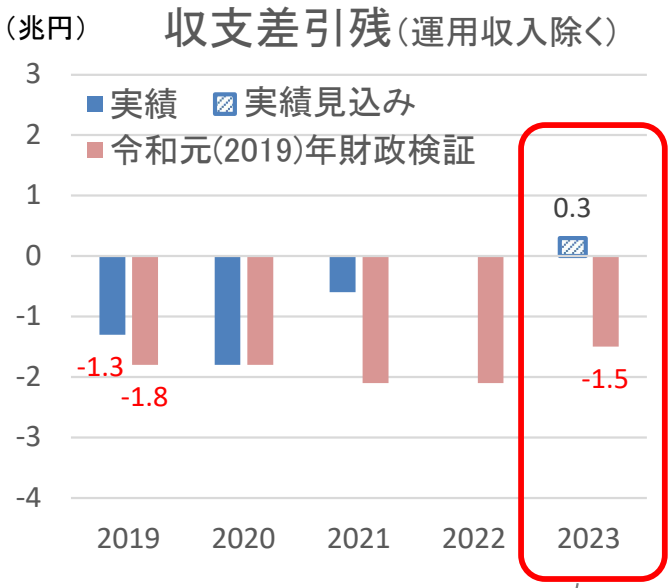

積立金を活用しなくても給付費を賄える状況に転換

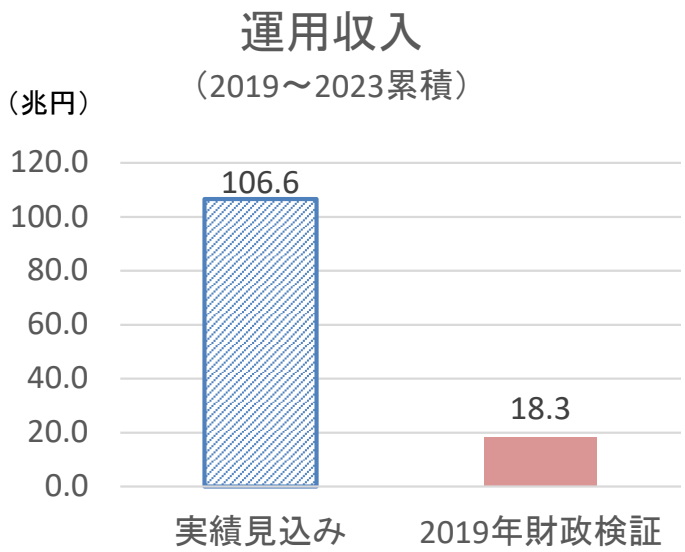

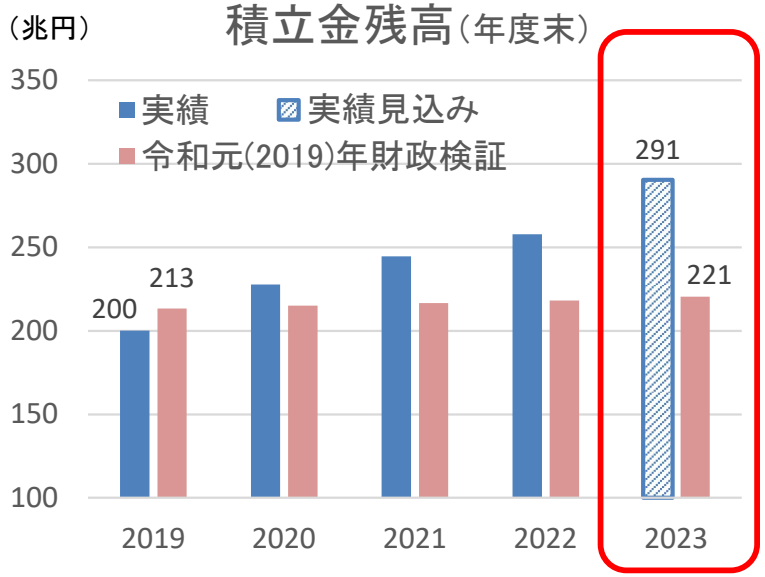

積立金残高は見通しを約70兆円上回る

注1：2023年度の実績は、実績見込み。
注2：運用収入は時価ベース。 積立金残高は、2018～2020年度の実績は時価評価額、2021年度以降は平滑化後。
注3：令和元（2019）年財政検証は、ケースⅢの数値。

厚生年金（共済含む）・国民年金の財政収支の状況

2023年度末積立金（平滑化後）の実績見込みは290.5兆円、2019年財政検証の見通しを約70兆円上回る。

〔厚生年金（共済含む）＋国民年金〕

（単位：兆円）

	実績							2019年財政検証の見通し（ケースⅢ）							年度末積立金の見通しと実績との差
	収入	うち保険料	うち運用収入	支出	収支差引残	運用収入を除く	年度末積立金	収入	うち保険料	うち運用収入	支出	収支差引残	運用収入を除く	年度末積立金	
〔厚生年金＋国民年金〕															
2018年度	54.5	38.4	2.9	53.4	1.0	△1.9	211.7								
2019年度	42.2	39.2	△10.2	53.7	△11.5	△1.3	200.2	55.0	38.5	3.6	53.2	1.8	△1.8	213.3	△ 13.2
2020年度	97.7	38.6	46.0	53.5	44.2	△1.8	245.6 (227.8)	55.7	39.0	3.6	53.9	1.8	△1.8	215.1	+ 30.5 (＋12.7)
2021年度	65.5	40.0	12.4	53.7	11.8	△0.6	257.3 (244.6)	56.3	39.5	3.6	54.8	1.5	△2.1	216.6	+ 40.7 (＋28.0)
2022年度	57.3	40.7	3.6	53.8	3.6	0.0	260.9 (257.9)	57.1	40.1	3.7	55.5	1.6	△2.1	218.2	+ 42.7 (＋39.7)
2023年度	109.8	41.6	54.8	54.6	55.2	0.3	316.1 (290.5)	58.2	41.0	3.8	55.9	2.3	△1.5	220.5	+ 95.5 (＋70.0)

注1：実績の数値は、厚生年金基金の代行部分等を補正して財政検証ベースの収支にしたものであり、2019年度以前は決算ベース、2020年度以降は確定値ベースである。また、2023年度は実績見込みである。
注2：年度末積立金の括弧（）内の数値は、収益差平滑化方式により直近5年間の時価ベースの収益を平滑化した後の積立金額である。
注3：収支状況は、基礎年金交付金及び厚生年金交付金を収支両方から除いたものを計上している。
注4：「年度末積立金の財政検証と実績の差」は、実績（財政検証ベース）から見通しを控除した数値である。

平成16（2004）年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

○ 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
○ 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。

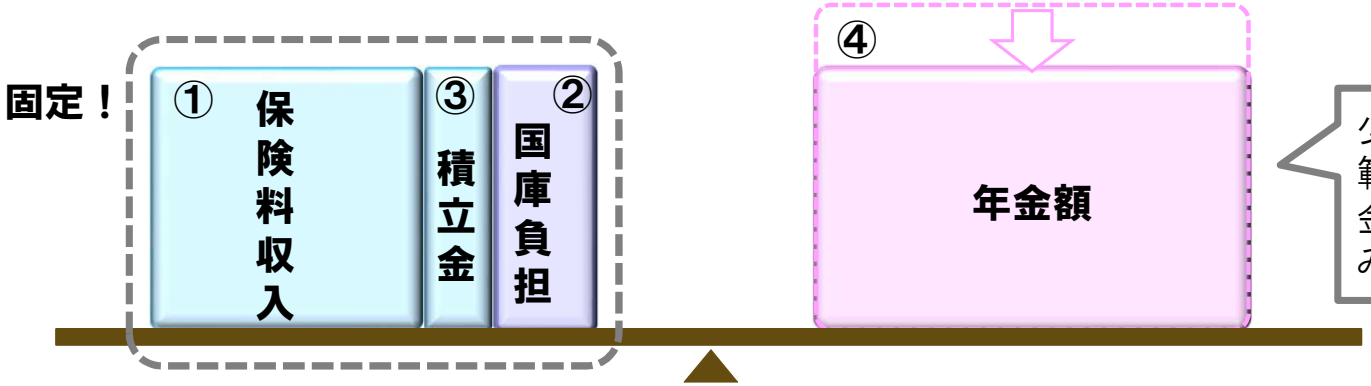

少子高齢化が進行しても、財源の範囲内で給付費を賄えるよう、年金額の価値を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入。

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29（2017）年度以降の保険料水準の固定。　（保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記）
・厚生年金　：　18.3%（労使折半）（平成16年10月から毎年0.354%引上げ）
・国民年金　：　17,000円※平成16年度価格　（平成17年4月から毎年280円引上げ）　※現在の国民年金保険料：16,980円（令和6年4月～）
※産前産後期間の保険料免除に伴う引上げ分（100円）を含む。

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消（法改正）により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※所得代替率：61．2%（令和6年度）
⇒　56．9%（2039年度）【高成長実現ケース】、57．6%（2037年度）【成長型経済移行・継続ケース】、50．4%（2057年度）【過去30年投影ケース】

財政の現況及び見通し（いわゆる財政検証）に関する法律の規定

◎ 国民年金法（昭和34年法律第141号）－抄－

（財政の現況及び見通しの作成）

第四条の三　政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。

２　前項の財政均衡期間（第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

３　政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（調整期間）

第十六条の二　政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（中略）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付（付加年金を除く。）の額（以下この項において「給付額」という。）を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。

２　財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

３　政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

（注）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）においても、上記と同様の規定がある（第二条の四及び第三十四条）。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年6月11日法律第104号）－抄－

附　則

（給付水準の下限）

第二条　国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が百分の五十を上回ることとなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

一　当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額（当該年度において六十五歳に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が四百八十である受給権者について計算される額とする。）を当該年度の前年度までの標準報酬平均額（略）の推移を勘案して調整した額を十二で除して得た額に二を乗じて得た額に相当する額

二　当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（当該年度の前年度における男子である同法による被保険者（略）の平均的な標準報酬額（略）に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率（略）を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を四百八十として同項の規定の例により計算した額とする。）を十二で除して得た額に相当する額

三　当該年度の前年度における男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額

２　政府は、第一条の規定による改正後の国民年金法第四条の三第一項の規定による国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第二条の四第一項の規定による厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に規定する比率が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、同項の規定の趣旨にのっとり、第一条の規定による改正後の国民年金法第十六条の二第一項又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。

３　政府は、前項の措置を講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

将来推計人口（令和5年推計）の概要

＜今回の推計のポイント＞

○前回推計より出生率は低下（1．44→1．36）

○前回推計より平均寿命が延伸し、外国人の入国超過数も増加することで、総人口の人口減少は緩和

将来推計人口（令和5年中位推計）の結果

※《 》内は高齢化率

日本の総人口

＜実績＞ 2020年		＜今回推計＞ 2070年	〔前回推計〕		（参考） 2120年
1億2,615万人	→	8,700万人	〔8,323万人〕	→	4,973万人
65歳以上人口 3,603万人《28.6%》	→	3,367万人《38.7%》	〔3,188万人《38.3%》〕	→	2,011万人《40.4%》
15～64歳人口 7,509万人	→	4,535万人	〔4,281万人〕	→	2,517万人
0～14歳人口 1,503万人	→	797万人	〔853万人〕	→	445万人

出生仮定を変えた場合の2070年の総人口、高齢化率

高位推計　（1.64）　9,549万人《35.3%》

低位推計　（1.13）　8,024万人《42.0%》

合計特殊出生率の仮定（中位）

（2015年）1.45 → （2020年）1.33 → （2070年）1.36 <1.44>

※< >内は前回推計の仮定値

平均寿命の仮定（中位）

（2020年）男 81.58年　女 87.72年 → （2070年）男 85.89年 <84.95年>　女 91.94年 <91.35年>

外国人の入国超過数の仮定

（2016～2019年の平均）年16万人 → 年16万人<7万人>

※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定

※　長期の投影に際しては、コロナ禍におけるデータは除外

関係指標（出生、死亡とも中位、総人口）

高齢者数（65歳以上人口）のピーク（時期、数）

2043年　3,953万人（前回推計 2042年　3,935万人）

高齢化率（65歳以上人口割合）

緩やかに上昇を続け2070年に38.7%

（前回推計 緩やかに上昇を続け2065年に38.4%）

総人口が1億人を下回る時期

2056年　（前回推計 2053年）

将来推計人口（令和5年推計）の仮定と実績の推移

合計特殊出生率

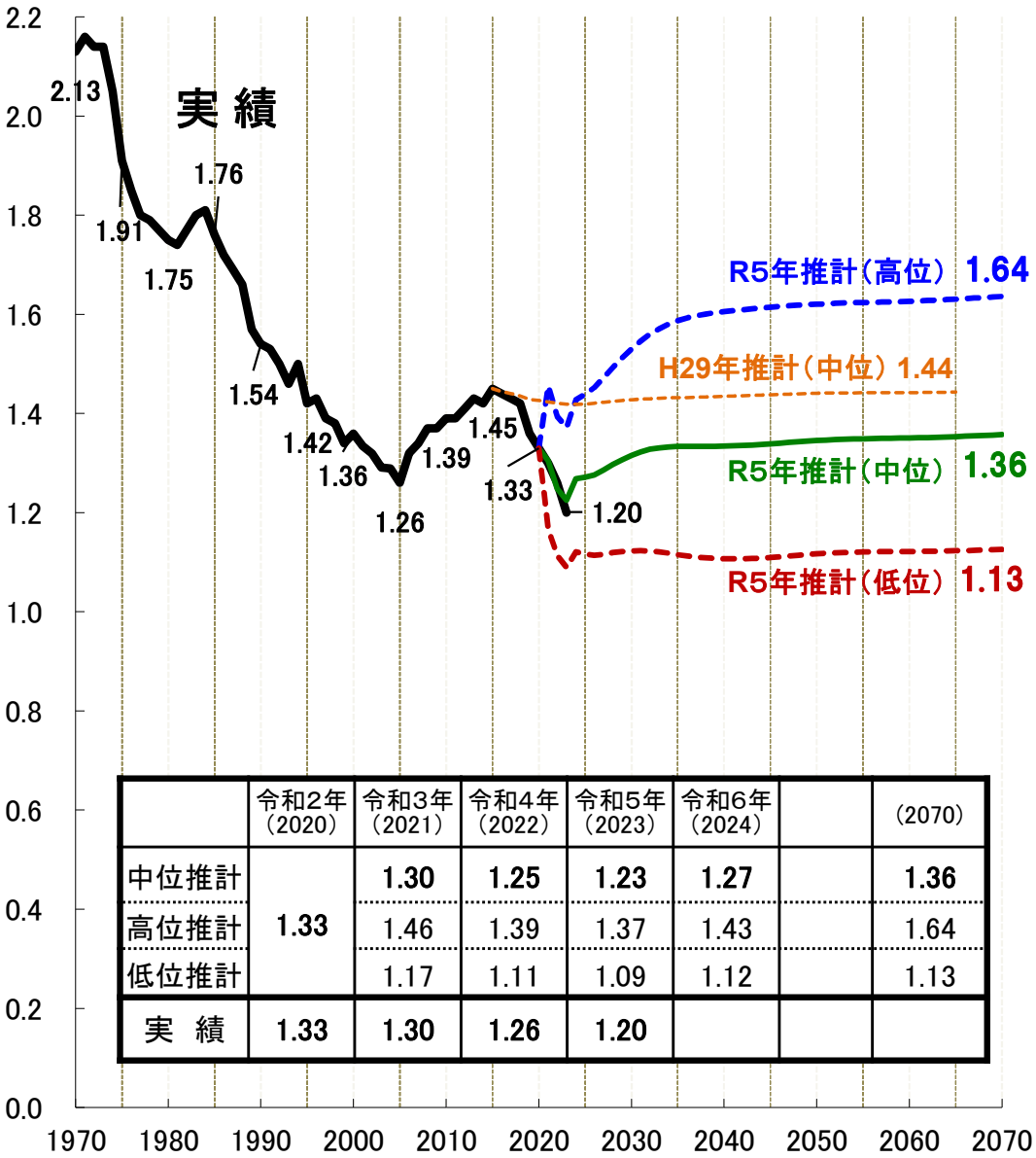

	令和2年（2020）	令和3年（2021）	令和4年（2022）	令和5年（2023）	令和6年（2024）		（2070）
中位推計	1.33	1.30	1.25	1.23	1.27		1.36
高位推計		1.46	1.39	1.37	1.43		1.64
低位推計		1.17	1.11	1.09	1.12		1.13
実　績	1.33	1.30	1.26	1.20			

出所 ： 実績は厚生労働省「人口動態統計」、仮定値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

※ 前回推計（H29推計）の2065年の合計特殊出生率は、高位1.65、低位1.25。

外国人の入国超過数

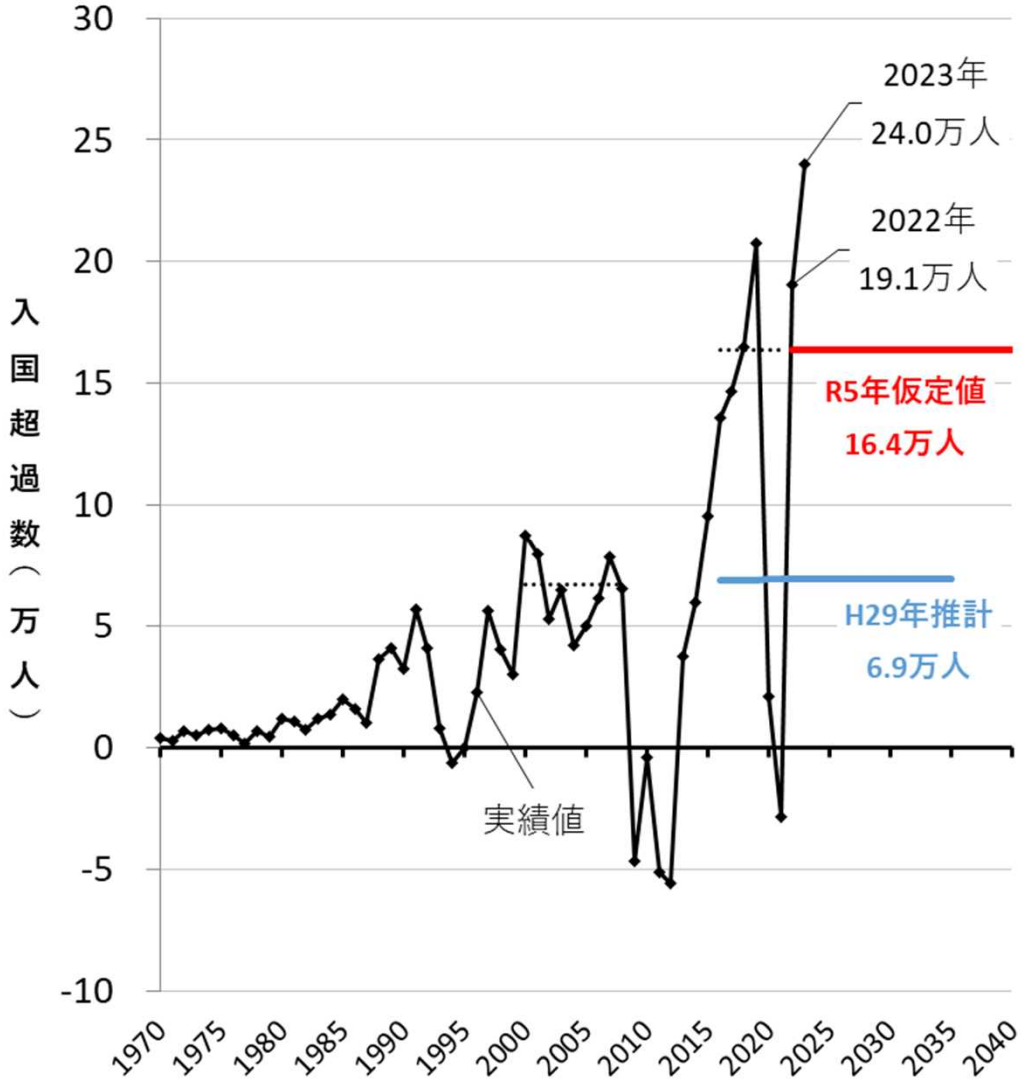

（出所）社会保障審議会人口部会資料（令和４年10月31日）、人口推計 各年10月1日現在人口（総務省）より作成

労働力需給推計について

第９回雇用政策研究会資料３（令和６年３月11日）

○「日本の将来推計人口（令和５年推計）」等に基づき、（独）労働政策研究・研修機構（JILPT）において、労働力需給推計を実施。

○　推計に当たって、経済成長率や労働参加について３つのシナリオを設定

(1) 成長実現・労働参加進展シナリオ ： 各種の経済・雇用政策を講ずることにより、成長分野の市場拡大が進み、女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展するシナリオ

(2) 成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ ： 各種の経済・雇用政策をある程度講ずることにより、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むシナリオ

(3) 一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ ： 一人当たり実質ゼロ成長の経済状況を想定し、労働参加が現状（2022年）から進まないシナリオ

※ 経済成長率について、(1)は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和６年１月22日経済財政諮問会議提出）の「成長実現ケース」、(2)は同試算の「ベースラインケース」に準拠

労働力人口・労働力率の見通し

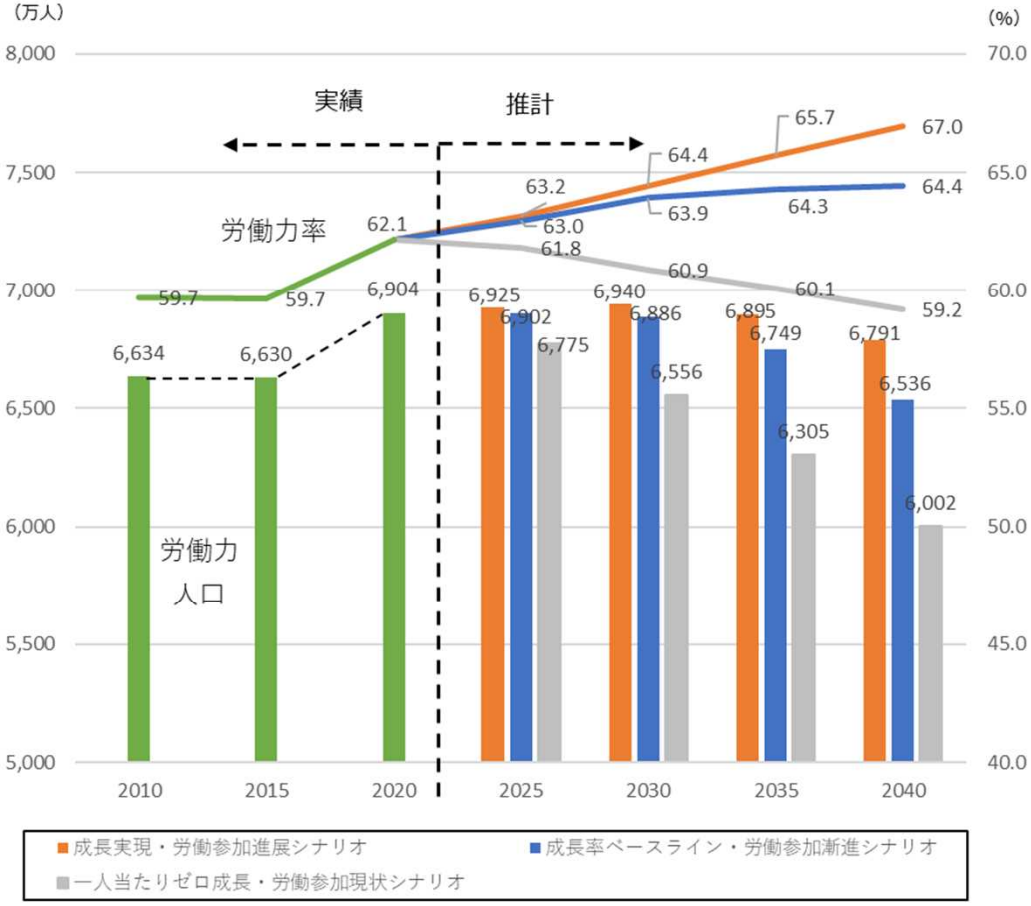

就業者数・就業率の見通し

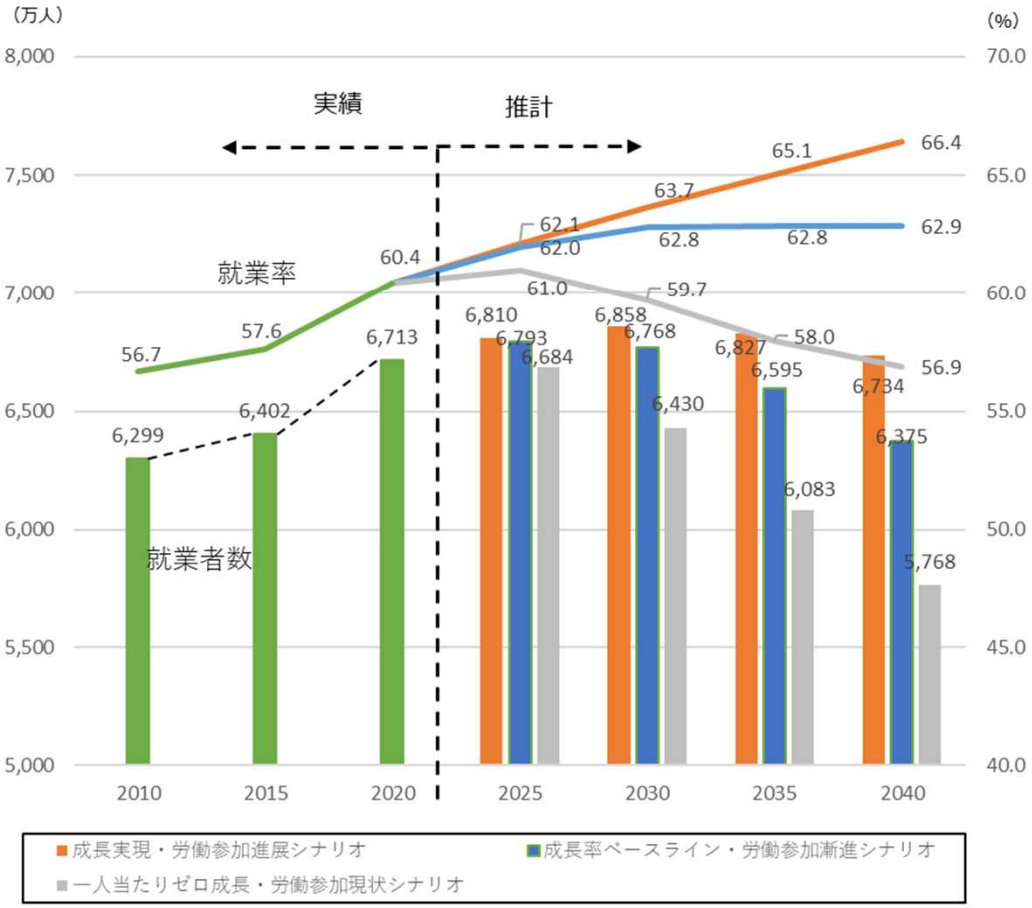

※　外国人の労働力人口は、2020年の180万人(*)から、2040年には上記の各シナリオで、(1) 453万人、(2)433万人、(3)414万人に増加する見通し。

(*) 2020年の180万人は、国勢調査における労働力状態「不詳」を按分した数値等に基づき推計

就業者数と65歳以上人口の推移

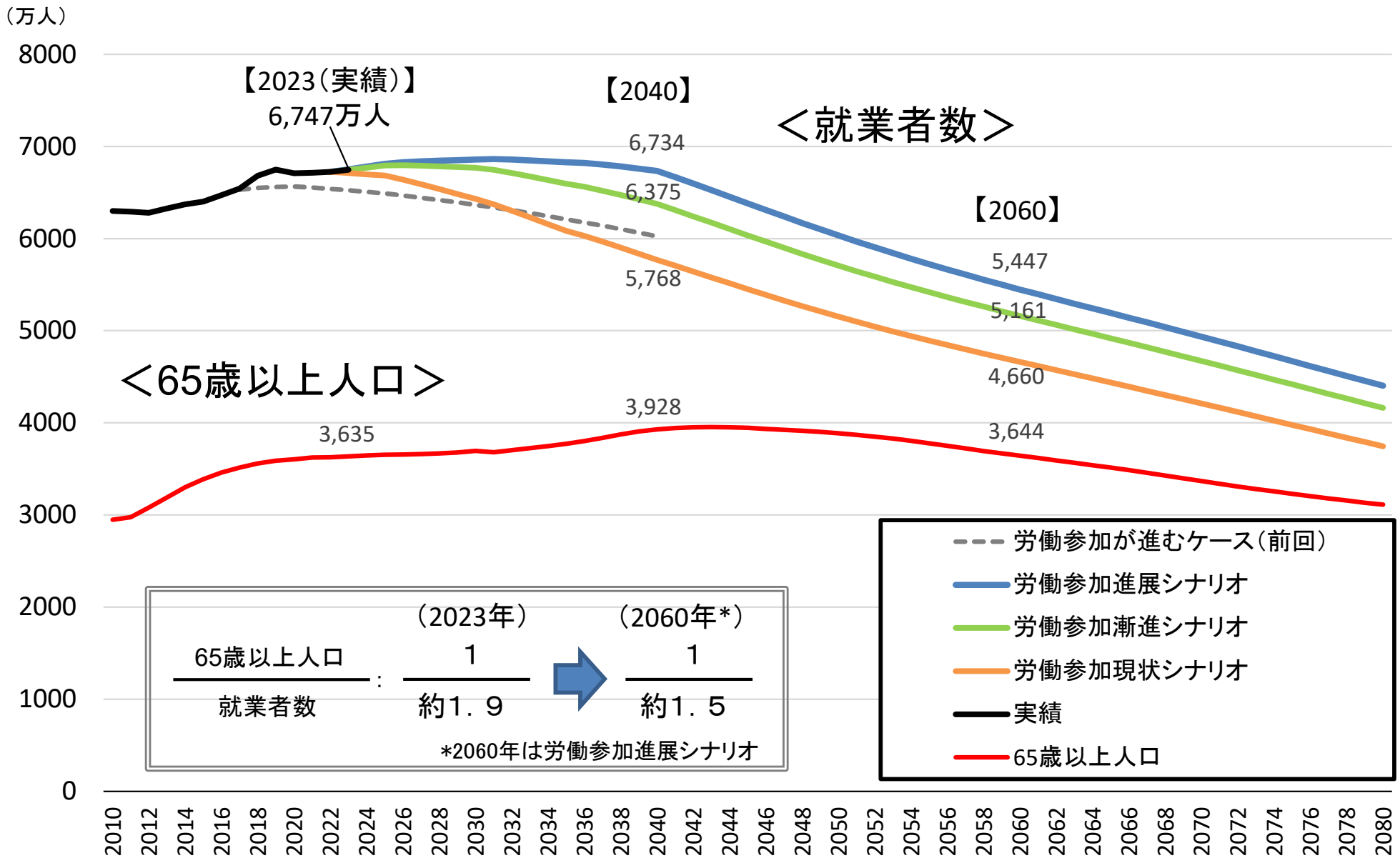

	（2023年）		（2060年*）
65歳以上人口 / 就業者数	1 / 約1．9	➡	1 / 約1．5

*2060年は労働参加進展シナリオ

（出所）「労働力調査」（総務省）、「労働力需給の推計」（JILPT）、「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
注1：試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
注2：2040年以降の就業者数は、労働力需給の推計、日本の将来推計人口を基に数理課において推計。

就業者数と、20～59歳人口、20～64歳人口、20～69歳人口の推移

・就業者数は、現在、20～64歳人口とほぼ同数であるが、10年前は20～59歳人口と同数であった。
・労働参加進展シナリオは、2040年に就業者数が20～69歳人口と同数となるシナリオ。

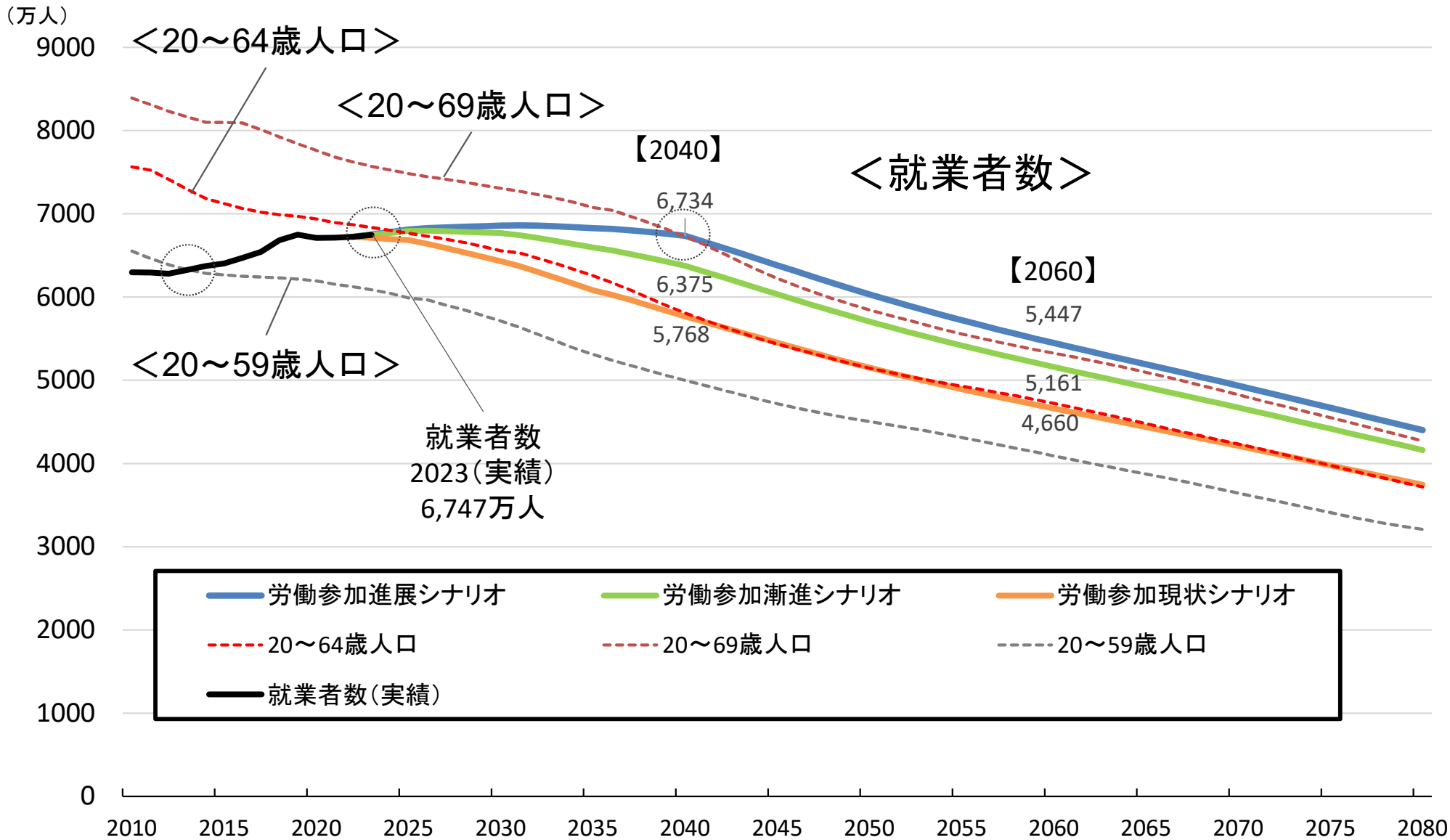

（出所）「労働力調査」（総務省）、「労働力需給の推計」（JILPT）、「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
注1：試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。
注2：2040年以降の就業者数は、労働力需給の推計、日本の将来推計人口を基に数理課において推計。

性別・年齢階級別にみた就業率の変化と今後の見通し

近年、女性や高齢者の労働参加が大きく進展しており、将来推計においても一層の労働参加が見込まれている。 ⇒少子高齢化の影響を緩和

男性

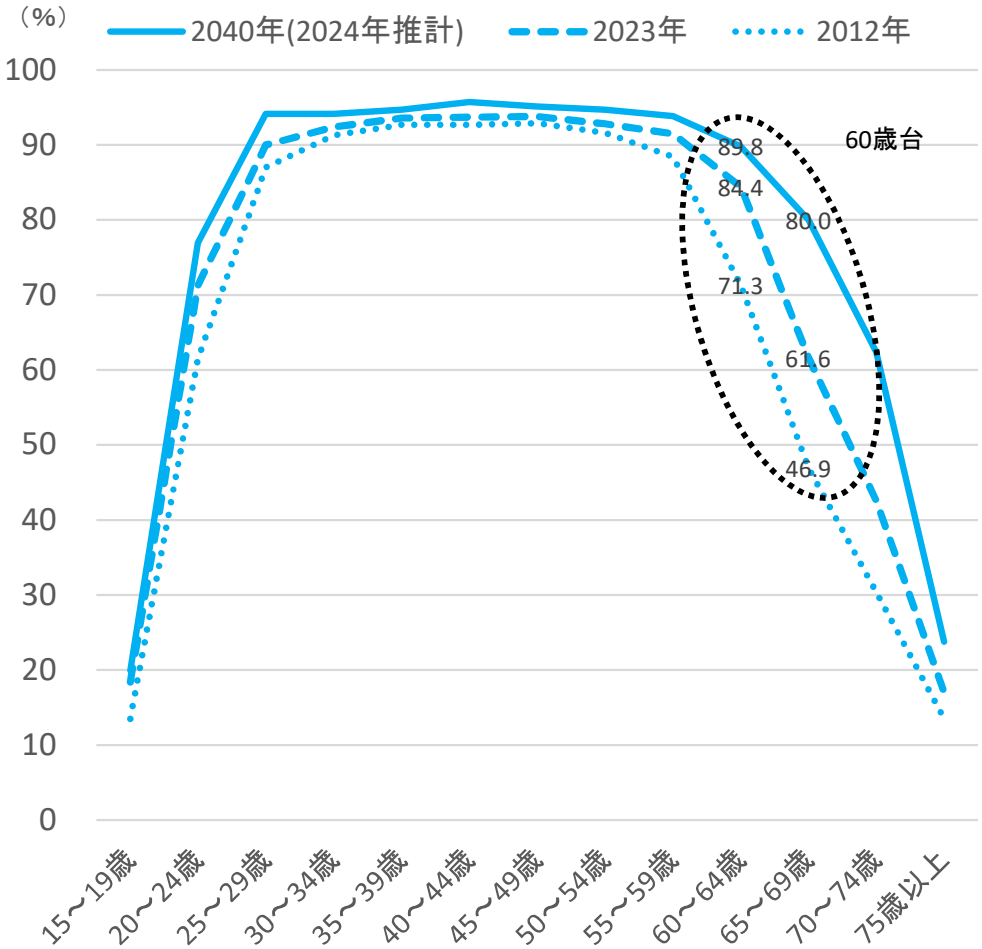

女性

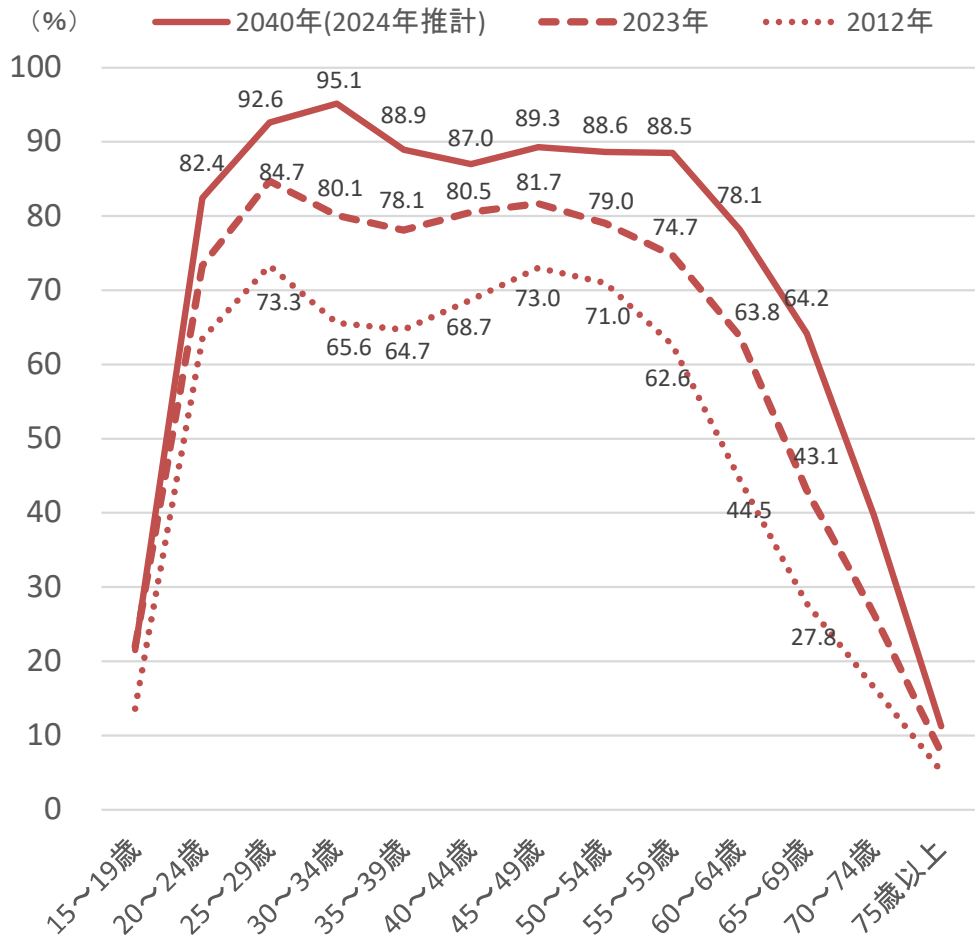

	2023年現在	→	2040年（2024年推計）	[前回推計]
就業者総数	6,747万人	→	6,734万人	[6,024万人]
15歳以上人口に占める就業者の割合	61.2%	→	66.4%	[60.9%]

（注）2012年、2023年の値は実績値。 2040年の値は（独）労働政策研究・研修機構による「2024年３月 労働力需給の推計（労働参加進展シナリオ）」の推計値。

令和6（2024）年財政検証の長期の経済前提（2034年度～）

○ 2034年度以降の長期の経済前提は、マクロ経済に関する試算等を基礎に設定

		将来の経済状況の仮定		＜長期の経済前提＞				参考（推計結果）	
		労働力率	全要素生産性（TFP）上昇率	物価上昇率	賃金上昇率（実質〈対物価〉）	運用利回り 実質〈対物価〉	運用利回り スプレッド〈対賃金〉	実質経済成長率	人口1人当たり実質経済成長率
高成長実現ケース	中長期試算成長実現ケースに接続	成長実現・労働参加進展シナリオ	1.4 %	2.0 %	2.0 %	3.4 %	1.4 %	1.6 %	2.3 %
成長型経済移行・継続ケース	中長期試算参考ケースに接続		1.1 %	2.0 %	1.5 %	3.2 %	1.7 %	1.1 %	1.8 %
過去30年投影ケース	中長期試算ベースラインケースに接続	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	0.5 %	0.8 %	0.5 %	2.2 %	1.7 %	▲0.1%	0.7 %
1人当たりゼロ成長ケース		一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	0.2 %	0.4 %	0.1 %	1.4 %	1.3 %	▲0.7%	0.1 %

（注1） 実質賃金上昇率及び実質運用利回り（対物価）は、経済前提の範囲（経済モデルの適用期間20年間（2034～2053年度）、25年間（2034～2058年度）、30年間（2034～2063年度）の各期間の平均値の最小と最大の範囲）の中央値を取ったもの。少数点2桁未満は切り捨てとしている。
（注2） 実質的な運用利回り（スプレッド）は、実質運用利回りから実質賃金上昇率を控除して計算。
（注3） 参考の実質経済成長率、人口1人当たり実質経済成長率は2034年度以降30年間の平均。

令和6（2024）年財政検証の足下の経済前提（～2033年度）

○ 2033年度までの足下の経済前提は、中長期試算に準拠しつつ、運用利回りはGPIFの運用実績を基礎に設定

【将来の経済状況の仮定】

○ 全要素生産性（TFP）上昇率

ケース＼年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現	1.0 %	1.1 %	1.3 %	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.4 %
成長型経済移行・継続	0.9 %	0.9 %	1.0 %	1.1 %	1.1 %	1.1 %	1.1 %	1.1 %	1.1 %	1.1 %
過去30年投影、1人当たりゼロ成長	0.6 %	0.6 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %	0.5 %

【経済前提（～2033年度）】

○ 物価上昇率

ケース＼年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現、成長型経済移行・継続	2.6 %	2.1 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %
過去30年投影、1人当たりゼロ成長	2.6 %	1.7 %	1.2 %	0.9 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %

（※1） 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（中長期試算）の公表値は年度ベースであるが、上表は暦年ベース（年金額の改定等に用いられるもの）である。

○ 賃金上昇率（実質<対物価>）

ケース＼年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現	▲0.1 %	0.9 %	1.2 %	1.3 %	1.3 %	1.3 %	1.3 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %
成長型経済移行・継続	▲0.1 %	0.6 %	0.8 %	0.9 %	0.9 %	0.9 %	0.9 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %
過去30年投影、1人当たりゼロ成長	▲0.1 %	0.0 %	▲0.1 %	0.1 %	0.2 %	0.2 %	0.2 %	0.1 %	0.1 %	0.1 %

（※2） 賃金上昇率（実質<対物価>）は、中長期試算の賃金上昇率から暦年の物価上昇率を控除したもの。

（※3） 成長型経済移行・継続ケースの賃金上昇率（実質<対物価>）は、中長期試算の成長実現ケース及びベースラインケースの賃金上昇率（実質<対物価>）を全要素生産性（TFP）上昇率により機械的に按分し設定。

○ 実質運用利回り（対物価）

ケース＼年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現	2.9 %									
成長型経済移行・継続	2.8 %									
過去30年投影	2.2 %									
1人当たりゼロ成長	1.4 %									

○ 実質的な運用利回り（対賃金）

ケース＼年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
高成長実現	3.0 %	2.0 %	1.7 %	1.6 %	1.6 %	1.6 %	1.6 %	1.7 %	1.7 %	1.7 %
成長型経済移行・継続	2.9 %	2.2 %	2.0 %	1.9 %	1.9 %	1.9 %	1.9 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %
過去30年投影	2.3 %	2.2 %	2.3 %	2.1 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.1 %	2.1 %	2.1 %
1人当たりゼロ成長	1.5 %	1.4 %	1.5 %	1.3 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.3 %	1.3 %	1.3 %

全要素生産性（TFP）上昇率等の設定のイメージ

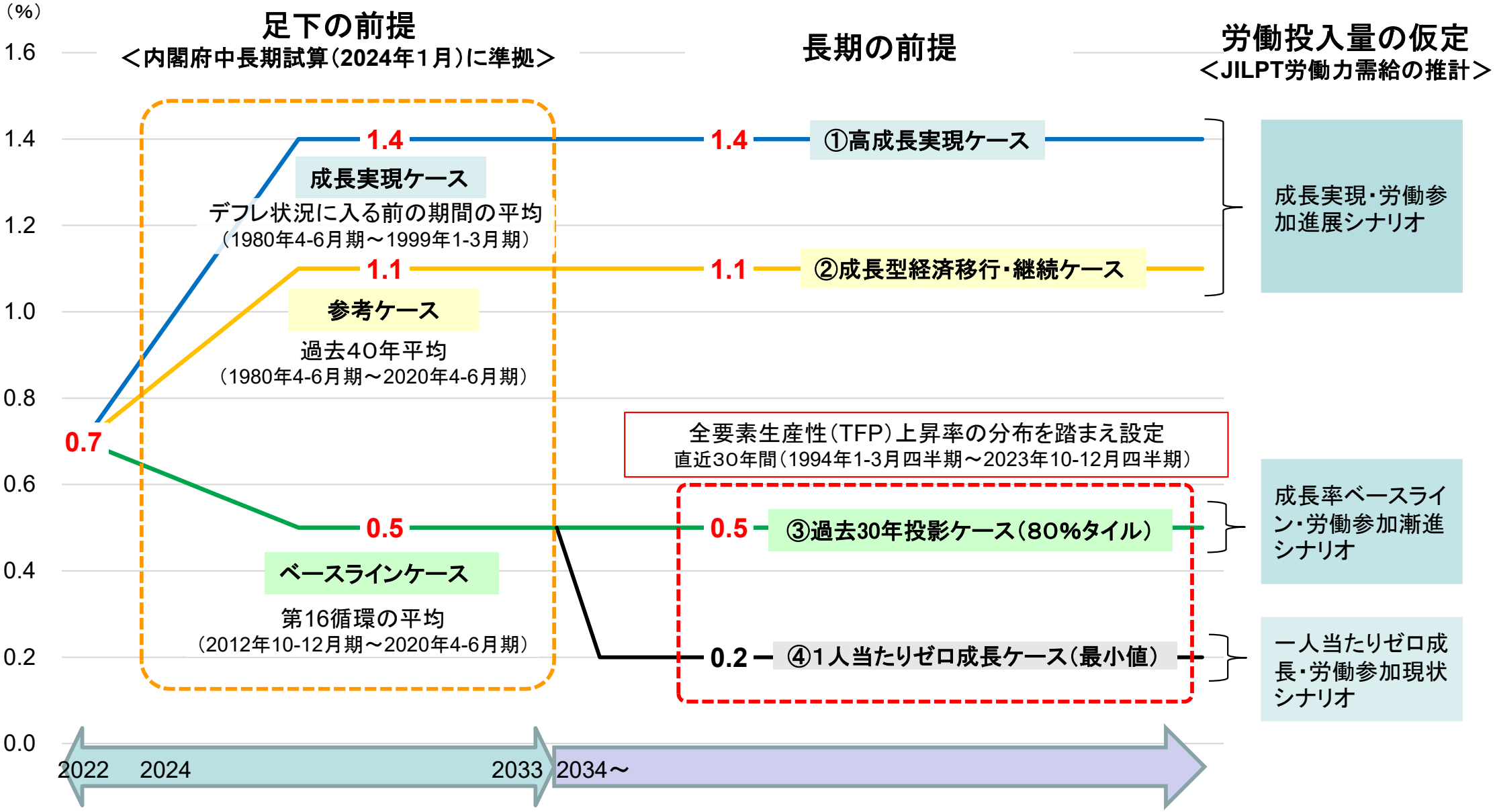

全要素生産性（TFP）上昇率の実績推移（1980～2022年度）

○　1990年代後半以降の全要素生産性（TFP）上昇率は、概ね0.2～1.2%の間で推移。

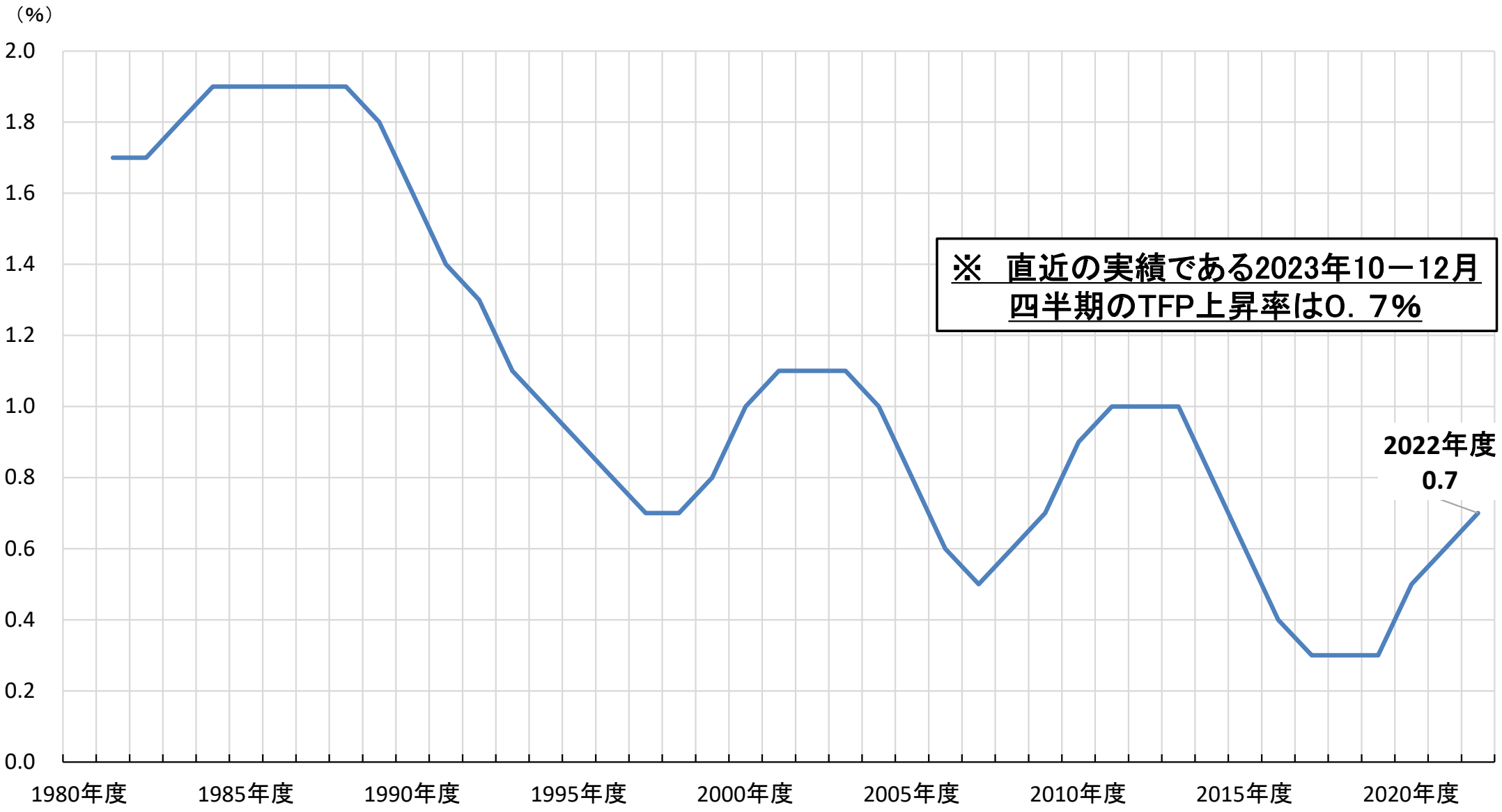

（出所）内閣府「GDPギャップ、潜在成長率」2023年10－12月四半期別GDP速報（1次速報値）ベース。上記は年度単位のもの。

全要素生産性（TFP）上昇率の実績分布（1994年1-3月四半期～2023年10-12月四半期）

○ 過去30年間（1994年1-3月四半期～2023年10-12月四半期）のTFP上昇率の分布は以下のとおり。

全要素生産性（TFP）上昇率の分布
直近30年（1994年1-3月四半期～2023年10-12月四半期）

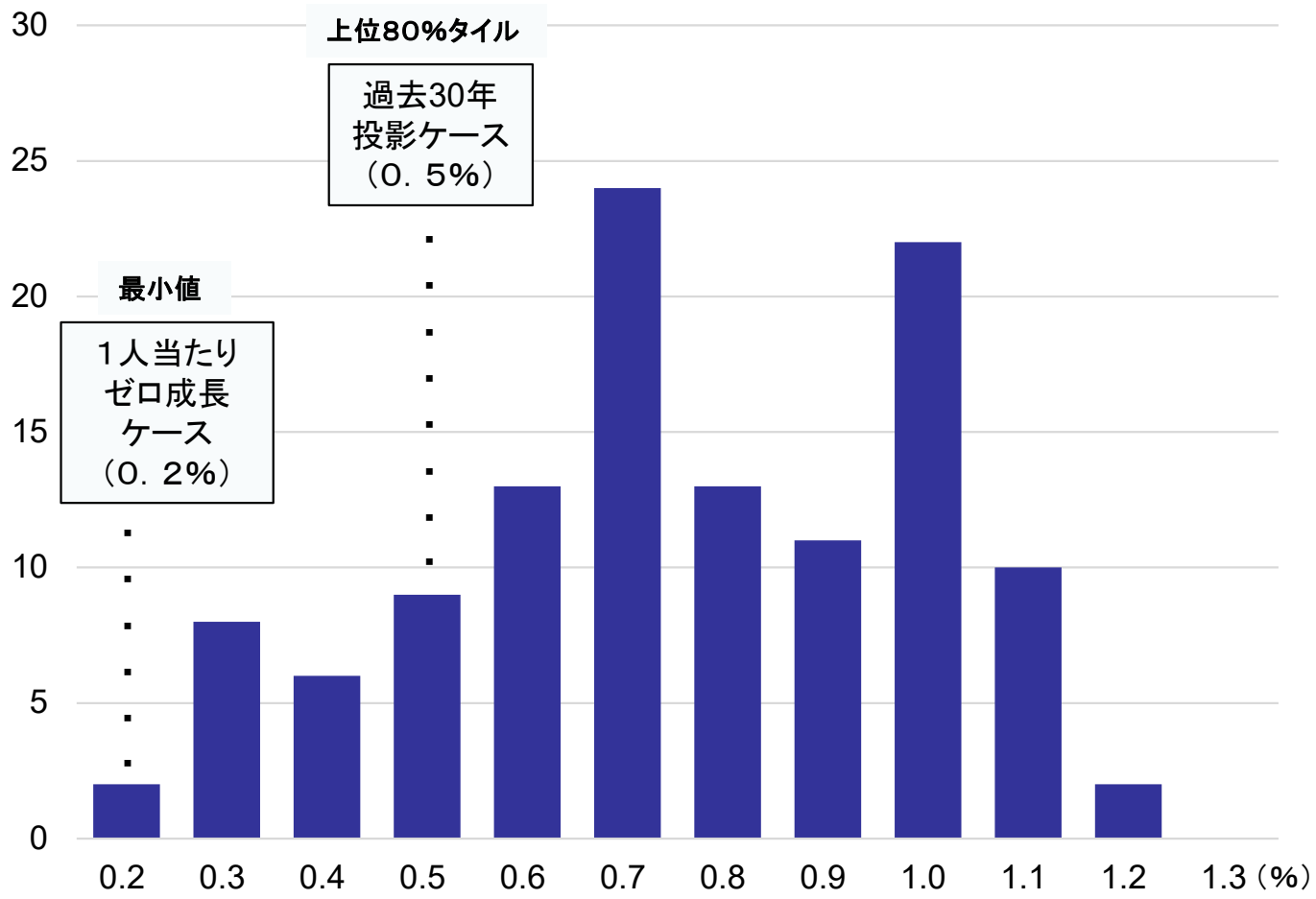

		TFP上昇率
最大	0% タイル	1.2 %
	10% タイル	1.0 %
	20% タイル	1.0 %
	30% タイル	0.9 %
	40% タイル	0.8 %
	50% タイル	0.7 %
	60% タイル	0.7 %
	70% タイル	0.6 %
	80% タイル	0.5 %
	90% タイル	0.4 %
最小	100% タイル	0.2 %

（出所）内閣府「GDPギャップ、潜在成長率」2023年10－12月四半期別GDP速報（1次速報値）ベース

実質的な運用利回り（対賃金） 10年移動平均（2001～2022年）

○ 国内外の市場運用を行っている年金基金等の実質的な運用利回り（10年移動平均）をみると、令和6（2024）年財政検証における長期の前提（1.7～1.3%）を概ね上回っている。

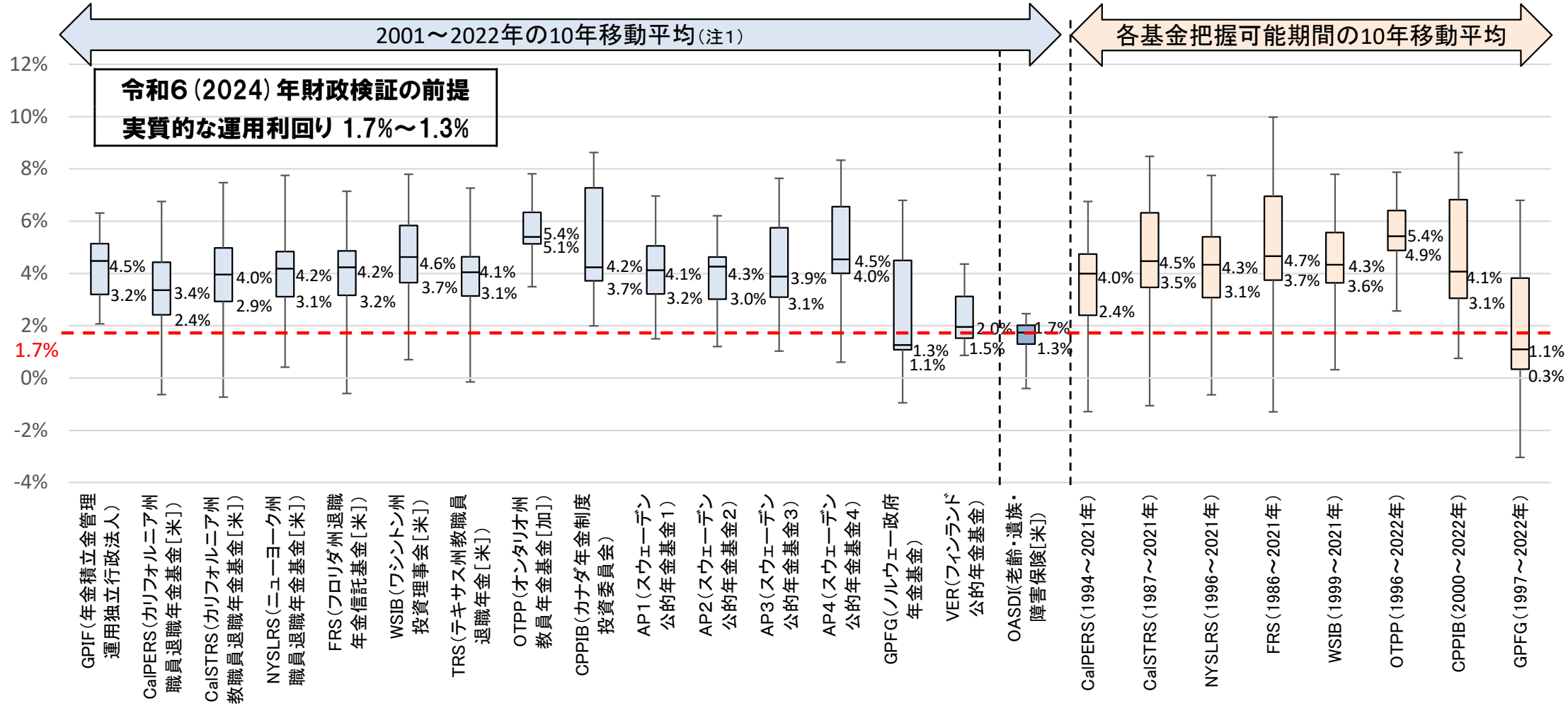

注1　各基金の名目運用利回りは当該基金の公表資料による。また、GPIFは資産全体の運用利回りである。なお、AP1は2002年～2022年の移動平均値である。また、CalPERS、CalSTRS、NYSLRS、FRS、WSIB、TRSは2001年～2021年の移動平均値である。

注2　運用利回りは、GPIF、NYSLRS 、AP1～4、GPFGはコスト控除前、左記以外はコスト控除後のものである。なお、GPIFにおける2012年度以降の手数料の最大値は0.04%（2020年度）となっている。
また、各国で無リスク金利の水準が異なっていることに留意が必要。

注3　GPIFの基本ポートフォリオは、2014年10月に大きな変更があったことに留意が必要。

注4　実質化する際に用いる賃金上昇率は、日本以外については、OECDの「国民経済計算」に基づく賃金・俸給を雇用者数及び雇用者1人当たり平均労働時間で除することにより作成し、さらに、各基金の会計年度に合うように補正をしている。また、日本については、性・年齢構成の変動による影響を控除した標準報酬上昇率（共済組合分を含む）であり、年金改定率の基と なっているものである。

注5　箱の横線は上からそれぞれ上位25、50、75%タイル値であり、ひげの上下端は最大値及び最小値である。